

消費者裁判手続特例法等に関する検討会
第5回 議事録

消費者庁消費者制度課

第5回 消費者裁判手続特例法等に関する検討会

1. 日 時：令和3年6月3日（木）13:00～16:11

2. 場 所：オンライン開催

3. 議 題

- ・ 個別論点

4. 出席者

（委員）

山本委員（座長）、沖野委員、飯田委員、大高委員、大屋委員、垣内委員、木村委員、河野委員、後藤委員

（事務局）

坂田審議官、黒木消費者制度課長、伊藤課長補佐、伊吹専門官、西川課長補佐、守屋専門官

（オブザーバー）

最高裁判所、法務省、独立行政法人国民生活センター、特定非営利活動法人消費者機構日本、特定非営利活動法人消費者支援機構関西、特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会

※本議事録中においては、特に断りのない限り、「特例法」とは、消費者裁判手続特例法を指している。

【1. 開会】

○山本座長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第5回「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」を開催いたします。

本日も、委員の皆様には御多忙のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、事務局から接続と資料の確認についてお願ひいたします。

※全ての出席委員について接続状況を確認。

○伊吹政策企画専門官

本日も、前回と同様、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、座長を含め、委員、オブザーバーの皆様をオンラインでおつなぎしております。

まず、皆様の接続状況を確認いたします。委員の皆様におかれましては、順番にお名前をお呼びしますので、画面中央にあるマイクのアイコンをオフからオンにしてお返事いただき、その後、再度マイクをオフにしていただけますでしょうか。

※全ての出席委員について接続状況を確認。

皆様、ありがとうございました。

では、次にウェブ会議の操作説明をいたします。ハウリング防止のため、皆様におかれましては、御発言時以外は常にマイクをオフにしていただきますようお願いいたします。御発言される際は「挙手」をクリックしてお知らせください。また、御発言が終わられましたら「手を下げる」をクリックしてください。

オブザーバー及び傍聴の皆様は、マイクだけではなくカメラについても常時オフにお願いいたします。

続きまして本日の資料ですが、議事次第に記載のとおり、資料1は「対象となる事案の範囲」、資料2は「共通義務確認訴訟における和解に関する規律の在り方」についての資料です。

また、資料3は第4回の検討会で今後の個別論点に係る二巡目の御議論に向

けての事務局資料作成に当たり、主として第3回、第4回検討会での御発言に追加して御意見の提出を希望される場合に事務局までお寄せいただくということになっておりまして、その結果として頂戴した御意見をまとめたものでございます。

事務局からは、以上でございます。

【2. 個別論点】

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、早速議事に入りたいと思います。今回も、引き続き個別論点についてということですが、前回までで、第2回のこの会議で検討事項として確認をいただいた事項についてはおおむね1回目といいますか、一読の御議論をいただいたところかと思います。それで、今後は各論点についてさらに議論を深めていきたいと思いますが、本日は「対象となる事案の範囲」及び「共通義務確認訴訟における和解に関する規律の在り方」の点について取り上げたいと思います。それぞれの資料につきまして事務局から御説明をいただいた後、それぞれについて若干論点ごとに区切りながら御意見を伺い、また質疑応答等を行っていきたいと思っております。

それでは、まず「対象となる事案の範囲」について事務局から説明をお願いいたします。

○西川課長補佐

それでは、お手元の資料1を御覧ください。

1枚めくりまして2ページ、「第3回の議論を踏まえた基本的な方向性と検討事項」でございます。本日は、検討事項①、②につきまして御議論いただきます。

3ページを御覧ください。検討事項①といたしまして、「検討のポイント」を3点ほど提示させていただきました。

4ページ、5ページはそれぞれ御参照ください。

6ページでございます。「検討事項②：請求・損害の範囲（類型Ⅰ）について」でございます。

7ページですが、7ページでは「検討のポイント」として2点ほど提示させていただきました。

8ページでございます。8ページは「請求・損害の範囲（類型Ⅱ）について」でございます。

9ページでも、「検討のポイント」として2点掲載いたしました。

10ページは、関係する主な御意見でございます。

11ページ、12ページですが、「慰謝料について包括一律請求がなされた例」といたしまして、裁判例を掲げてございます。

13ページでございます。「個人情報漏えい事案における主な慰謝料認容例」といたしまして、最高裁判例を含めて事例を紹介しております。

14ページでは、「請求・損害の範囲（類型Ⅲ）及び被告の範囲（類型Ⅰ）について」でございます。

15ページにおきまして、「検討のポイント」を記載しております。

16ページ、17ページでは「広告事業者の責任を認めた裁判例」を掲げてございます。

18ページでございますが、「被告の範囲（類型Ⅱ）について」でございます。

次の19ページでございますが、まず冒頭の2行、非常に悪質な事業者については何らかの対応が必要であるという点は、委員の皆様の共通の理解であったと思われます。その点を踏まえた上で、「検討のポイント」3点を掲げてございます。

20ページでございます。ここからは、裁判例を紹介しております。

①といたしまして、「代表者自身による不法行為の事案」でございます。

21ページは、「代表者が違法行為を指揮監督していた事案」でございます。

22ページ、③でございますが、これはデート商法による投資勧誘をされた事案で、取締役が違法行為を認識しつつ加担していたとされた事案でございます。

次の23ページのイメージ図ですが、イメージ図は簡略化しておりますけれども、若干補足をいたしますと、Y3はY1、Y2、それぞれの事業者の勧誘者だったものでございます。また、勧誘時にはY1、Y2の取締役であり、判決時にあってもY3はY1の取締役の立場にあったものでございます。また、特にY4に対しても責任が認められたという判例でございます。

24ページ、最後の事案ですけれども、これは原野商法のいわゆる二次被害の事案でございます。「詐欺行為へ加担した者の責任を認めた事案」でございます。

25ページが、そのイメージ図となっております。

以上、駆け足でございましたが、これらを基に本日御議論のほうをよろしくお願ひいたします。

私からは、以上です。

○山本座長

御説明ありがとうございました。

それでは、この点についての質疑応答、意見交換を進めていきたいと思いま
すが、前回までと同様、各委員に一通りそれぞれ意見を述べていただくという
だけではなくて、それぞれの御意見に対しての御質問や御意見、やり取りを充
実させることで委員間の議論、認識を深めていきたいと考えております。した
がって、御発言は1回当たりについては恐縮ですが2分程度を目途としていた
だき、他の委員の御意見を踏まえてさらなる御意見の表明も積極的にいただき
ますようお願いをいたします。

この点について今、説明していただいた資料につきましては、検討事項とし
て①、②に分かれており、さらに②について類型ごとに検討対象が分かれてい
るという構造になっておりますので、適宜区切って進めたいと思いますが、ま
ず資料1の3ページ、検討事項①ですね。どちらかと言えば総論的なお話とい
うことになりますが、「支配性及び係争利益の把握可能性」、この問題につきま
してまず御意見をいただきたいと思います。

いつもどおり、御発言のある委員につきましては挙手機能、手を挙げる機能
でお知らせをいただければと思います。どなたからでも結構ですので、よろし
くお願ひいたします。

大高委員、お願いします。

○大高委員

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

検討事項の①については、支配性と係争利益の把握可能性をどう考えるかと
いうことでありますけれども、この2つの観点は民事訴訟の枠組みの中で集団
的に権利関係を確定していくという特例法の性格を考えますと、どの程度とい
うような議論はあると思いますが、いずれも一定考慮することは必要不可欠だ
ということは確かだらうと思います。

ただ、各論でいけばいろいろな議論はあると思いますので少し申し上げたい
と思います。

まず、共通争点の支配性という観点ですけれども、これは特例法の場面では
細かく言うと2つの観点があるのかなと思っております。

1つは今、議論していますように、特例法の対象となる事案の範囲をどうす
べきかという議論に当たって、類型的に見て共通争点の支配性がないとい
うことが多いと思われる類型をそもそも事案から外していくという観点からの支配
性ですね。

もう一つは、特例法の範囲内の事案であっても、個別的な事情から支配性を
欠くと思われる事案については除外をしていくべきだという観点からの支配性
です。

後者の支配性については、直截に言えば資料の4ページにありますように、特例法の第3条第4項の解釈の問題ということになるのだろうと思います。

この2つの支配性については一応区別をして議論する必要があるのだろうと思いますけれども、ただ、相互にも関連をし合うのかなとは思っています。例えば、私の基本的な理解では、現行法の特例法の対象事案についての基本的な考え方というのは類型的に見て共通争点の支配性というものがないことが多いだろうという事案については、一律に除外をするという考え方を取っているわけでありますけれども、そうだとすれば逆に対象事案の範囲内に入っている事案については基本的には共通争点の支配性はあるというふうに見られる事案ということになりますので、本来であれば特例法第3条第4項による却下というのではなくて2段階目がうまく回らないよねというようなことが明らかな事案に限定されるべきではないかと、一応考え方の筋としてはなるのかなというふうに理解しております。

ただ、この点に関しては、最近ちょっと消費者機構日本さんによる2件ほどあった共通義務確認訴訟の第1段階の判決で、やや特例法第3条第4項の却下の範囲を広めに捉えているのではないかというような傾向が見受けられるよう思います。

もちろんこういう第3条第4項の解釈の方向性を是とした上で、一方、その対象事案の範囲について緩く考えていくんだという方向性もなくはないとは思うのですけれども、ただ、そうするとやや提訴のしにくさというか、また和解のしにくさというものが出てくると思いますので、これまでの流れで議論するのであれば、むしろ第3条第4項の解釈論についてもきちんとあくまでも基本的には共通争点の支配性がある事案だということを前提にした解釈が成り立つように、しかるべき措置が必要ではないかというふうに感じているところはあります。

長くなりますが、係争利益の把握可能性の観点は簡単に申し上げますけれども、これもあくまでも必要な要素とはいっても程度問題だと思っています。どんな事案であっても100%完全に係争利益の問題を把握するというのは難しいですから、およそ把握するのが難しい、不可能だというようなことのない限りは、基本的にはこの対象事案に加えていいのではないかと思っておりますので、あまり一律に外すとか、そういういた議論にはなるべきではないというふうに思っております。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。
河野委員、お願いします。

○河野委員

河野でございます。

まず、検討事項の1番、全体概要について消費者といいましょうか、客観的にこの制度を見ている立場から意見を申し上げたいと思っております。

何度もこれまでに発言してまいりました。繰り返しになりますけれども、この制度は消費者の期待は非常に大きくて施行されましたが、5年近くたって提訴に至った案件は数件ですし、2件のみが2段階目に進んでいるというふうな状況であります。

ということは、つまり初期設定があまりうまく機能していないのではないか。これを一つの事実として受け止めていただきたいというふうに思っております。

例えば、消費者の被害回復というのは制度全体でやはり判断しなければいけないので、この特例法だけに様々な方法をここに詰め込んでいくということが必ずしもいいやり方だとは私自身思いませんけれども、でも、例えばこの間口について、今回、対象事案を広げないという選択の中に、ほかにも手段はあるよねというふうな御見解があるとすると、一番ネガティブな御意見かなと思っていて、では消費者自らが他の手段を取り得るのかといったら、現状ではほぼ無理に近いというところでございます。

ですから、この制度をもう少し使いやすいものにしていくいただくという今回の検討は非常に有意義なものがあると思いますので、先ほどの支配性ですか、それから係争利益の把握可能性に関しましては知見がある方の御意見をしっかりと伺いたいと思いますけれども、まずは検討の俎上に様々挙げてくださってますが、類型に対して丁寧な御審議をお願いしたいと思っております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。
ほかにいかがでしょうか。
垣内委員、お願いします。

○垣内委員

垣内でございます。ありがとうございます。
私自身の基本的な考え方、今日の資料の3ページの【関係する主な意見】と

いうところに挙げられているような第1の○のところですけれども、支配性とか係争利益の把握可能性といった視点は基本的には意義のある視点であろう。これは先ほど大高委員の御指摘にもあったところですけれども、しかし、その適用結果を個々に適用していった場合と、現在現行法が一律排除しているというものとの間に少し距離があるのではないかということだとすると、そこをもう少し調整できないかということが一つ重要な課題なのかなと考えております。

そのときに、目指す方向としては現行法よりも少しきめ細かく類型化を図るということになるというのが一つの方向かと考えておりますと、そうなりますと例えば慰謝料は含まれるのか、含まれないのか、あるいは拡大損害は含まれるのか、含まれないのかといったレベルで議論をいたしますと、慰謝料でも含まれる場合もあれば含まれない場合もあるのではないか。拡大損害には含まれない場合が多いのではないかといったような抽象的なレベルの議論になりがちなところがあろうかというふうに感じます。

そういう点では、こういう慰謝料の事例であれば類型的にこれを切り出すことができるのではないかであるとか、拡大損害は一般的には個別性が高いし、このような類型の拡大損害であれば定型性がある程度認められるのではないかといったような少し具体的なレベルでの議論をもしできるとすれば建設的な検討ができるのではないかと考えておりますと、私自身はあまり実情についての知見があるということでもありませんで、その辺りの知見をお持ちの先生方からこういう具体的な事案でこういうことがしばしばあるとか、少なくないといったような材料を提供していただけだと議論が進みやすいのかなという感じを持っております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

木村委員、お願ひいたします。

○木村委員

支配性と係争利益の把握可能性という論点につきましては、これはやはり堅持すべきではないかと考えております。この枠組みを壊してしまいますと、この法律を立法した当時の考え方を大きく変えることになってしまいますから、あまり建設的ではなく、この考え方はずれも維持していただければと考えております。

○山本座長

ありがとうございました。
ほかに総論的なところでいかがですか。
大屋委員、お願ひいたします。

○大屋委員

本当に知見がないので、申し上げたことの繰り返しになろうかとは思いますけれども、今、木村委員がおっしゃったことはそのとおりであって、一方では、これはあくまでも消費者にとっての簡易迅速な救済の実現を可能にするものであって、不測の、あるいはこの枠組みに乗らない損害が非常に大きい場合には離脱して独自に裁判をやっていただければいいのだという建前であることを考えると、この辺の要件を固めに理解すべきだという意見にも当然の理由はあるだろうと思います。

他方で垣内委員がおっしゃったことですが、慰謝料だからというのではなくて、要するに慰謝料の中にも非常に定型的で金額が想定しやすいものもあり、それで一括この金額でいきましょうといった場合に、それで紛争が解決されるというのは、これは事業者にとっても消費者にとっても望ましいことであると考えられる。そうすると、支配性と係争利益の把握可能性が重要だというのはそのとおりとして、しかし、重要なのはやはり予期可能性でしょう。金額のめどがきちんとつくのか。つまり、具体的な金額ではなくても、要するに私の言葉などで言うと算出のアルゴリズムがきっちりと決まるのか。例えば、ある種の拡大損害かもしれません、受験料の事案で、受験するのにかかった旅費といったときに、その旅費の算定基準がきちんと決まるのであれば、それは取り込んでいってもそんなに実は問題ではないんじゃないかな。ここだけでの論点ではないかも知れませんが、そういうふうに考えております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。
ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、これは総論的なお話で、また各論的なところで戻るということはあり得ると思いますので、便宜各論のお話のほうに入っていただければと思います。

次に、請求・損害の範囲の類型というので、I、II、IIIと分かれていますが、そのうちIとIIは関連する問題かと思われますので併せて扱いたいと思います。

資料1の7ページが類型I、それから9ページの類型IIについて「検討のポ

イント」として挙げられている点であります、これらの点について御発言をいただければと思います。いかがでしょうか。

大屋委員、お願ひします。

○大屋委員

すみません。沈黙は苦手なのでしゃべってしまうのですけれども、類型Ⅰと類型Ⅱの区別なのですが、これはもともとの話としては慰謝料の概念自体の混乱が背景にあると思っていまして、もちろん本当に精神的損害の部分があって、物理的損害と精神的損害があって、精神的損害の部分を慰謝料で算定しているというのが本来のケースであろうところ、情報漏えいの事案などについては損害はあるはずなんだけれども、それを明確な形で算定するのは難しいので慰謝料でごまかしてしまっている。同様に、例えば交通事故の被害の金額の算定などの場合でも、個別の事情を斟酌しなければいけない部分も全部慰謝料にたたき込むというような処理がこのケースはあるやに聞いておりまして、そもそも慰謝料という概念自体がやや便宜的に使われているという状況があろうかと思います。

それを前提とすると、にもかかわらず名目上、慰謝料だからということで一括、一律に排除することは望ましくない。要するに、法制度の手続上の便宜で生じている区別を実態的に権利救済するかどうかの基準として用いてしまっていることになっていて望ましくないというふうには考えます。

ただ、このことを考えても、やはり一律的、定型的に予測し得るかどうかというところに重点を当てて、場合によってはしたがって拡大損害であっても予想できるものであれば、先ほどの例で言えば算定基準が確立できるものであれば取り込んでいくということも選択肢になるであろうし、逆に本質的な被害であってもそこがやはり非常にぶれるというものについては排除していくという考え方でやるほうが望ましいのではないかと考えるところです。

すみません。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

沖野委員、お願ひいたします。

○沖野座長代理

ありがとうございます。

大屋委員の御指摘に尽きてるので、追加的に申し上げることは実はないの

ですけれども、同じように考えているということを申し上げる意味でお伝えしたいと思います。

慰謝料ですか拡大損害、あるいは付隨的な損害というのもそうでしょうか。これが排除される理由というのは、個別性が強いと予測可能性が十分に確保されないとといったことへの懸念が根底にあったと思われます。

しかしながら、とりわけ慰謝料というものは確かに非財産的損害ということで、その算定などを巡ってかなり不定形というか、そういう面があることは確かですし、そこでの考慮要素も非常に様々な要素を考慮した上で慰謝料額を算定するということが行われております。

他方で、しかしながら一定の類型の損害についてある程度、画一的に賠償額を決定するためにも慰謝料というのが使われており、個人情報の漏えいの事案などはまさに典型的で、どの被害者に対しても生じているタイプの損害について幾らという証明をするのがなかなか難しいというところもあって、しかし、それは画一的に慰謝料という形で算定するということが行われているのだと思います。

このようなものはほかにもありますて、この範囲確定に乗るような話ではないのですが実際に訴訟になった例ですと、公団の値引きのケースで、平成16年の最高裁判決のケースがありますけれども、説明義務違反に対する慰謝料を認めており、一律算定で各戸150万、その中には非常に高額で購入したとか、そのために大きな精神的苦痛を被ったとか、諸種の事情を考慮していますけれども、やはり一律にこのタイプのこういう被害者の類型にはこれというような形で算定しているというものもあります。

ですから、一律に慰謝料であるということだけで除外するというのはやはり適当ではなくて、類型的に、画一的に定められるようなタイプのものというふうに入り口のところで想定されるものであれば入れてくれればいいということで、それを何で切っているかと言えば、それは一般的な支配性ですとか、係争利益の把握のところで切れるのではないかと考えられますので、事案類型で切る必要はないのではないかと思われます。

もう一つ、付隨的な損害ですか拡大損害というのは何を拡大と見るかということがあるかと思いますけれども、大屋委員の御指摘の医大の入試のケースの旅費というのは思いつかなかったのですが、それを手がかりとしてといいますか、付隨的とされる損害の中にはこういうタイプのものであれば通常、類型的に生じるという通常事情によってまさに通常生ずる損害というものがあって、そういうものはこういう算定方式で一律に計算できる。一律にというのは、当てはめれば機械的に算出結果が出るということですが、そういうようなものがあり得るので、そういうものをおよそ除外するというのはやはり適切ではない

のではないかと思っております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがですか。

河野委員、お願ひします。

○河野委員

河野でございます。

先ほど大屋委員がおっしゃってくださったことですが、私もぜひその方向で考えていただければと思っておりまして、例えば6ページの医大の入試の訴訟の件ですけれども、最終的に特定適格消費者団体のほうは入学の検定料と、併せて交通費、宿泊費のところまで対象にして訴訟を起こしたわけですが、判断のところで個別性が高いということで、それ以外のところは切られてしまっているわけです。

ただ、私のような素人が考えると、やはりそんなに物すごく計算が難しいということでもないですし、公共の交通機関とか、今は様々いろいろなところで先ほど大屋先生がおっしゃったような算出基準というものがあるわけですから、その辺りは予測可能性の中に入れていただければいいなと思いました。

それから、同じく医大の訴訟の件で、拡大損害だと交通費と宿泊費は入れていただきたい。ただし、例えばこの結果、自分が浪人になってしまって1年間予備校に通うことになってしまった。その予備校代まで請求したら、やはりそこはこのスキームには乗らないだろうと思っておりますので、中身をしっかりと検討して、予測可能な部分に関しては今後は対象に入れていただきたいと思いました。

それから、6ページにおいて同じく慰謝料なんですけれども、この事案に個別に考えるとすると、18歳から20歳前後の若年層がこれから人生、キャリア形成を行うというときに、公表されていない足切りルールで人生の入り口で立ち止まらざるを得なかつたということになります。だから、受験生の側には何ら落ち度がないわけですね。こうしたときに、ここに慰謝料が発生しないというのはどう考えてもなぜだろうという疑問が出てくるわけで、この辺りの慰謝料の算定の仕方もやはりしっかりとルールを決めて考えていただきたいと思いました。

それから、もう一点は9ページのほうですけれども、損害賠償を慰謝料という形でというところなのですが、私の手元に特定適格消費者団体が扱っていた

家庭教師の契約の自動更新の事案がございます。小学校6年生、中学校3年生などの受験終了までの契約のつもりでいたのですけれども、進学した後も契約が自動更新されて授業料を引き落としされ続けたという事案なんです。

これは、最終的には適格消費者団体のほうが勝訴して終わっている事案ですけれども、こういった場合、引き落とされた金銭的な被害に併せて迷惑料といいましょうか、何度電話をしても相手方が出なかつた。それから、事務所に足を運んで、これは何とかしてくださいというふうな形でいろいろと交渉をした。その辺りの迷惑料のようなものも、慰謝料の形で請求できるのではないかと思いました。これもあくまでもざっくりとした算定方法を決めた上でということで、こういうところに範囲を広げていただきますと今、様々、社会問題になってる課題にも今後広く対応できるのではないかと思っております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

大高委員、お願いします。

○大高委員

ありがとうございます。

私も、これまでの3人の委員の先生方の意見に基本的には賛同するものなのですけれども、一定の類型性をもって認定が可能な請求権若しくは損害類型については取り込んでいいのではないか。慰謝料の中でも定型的に認定がされているような類型については入れていったらいいんじゃないかということになるかと思います。

そうすると、類型Ⅰはどう考えるかという話が残ってしまうのですけれども、基本的には拡大損害とか、そういうしたものについても類型的に算定できるものは含んでいいのではないかという話であれば、基本的には類型Ⅱに收れんしていくようにも思えるのですが、ただ、一方で今後の議論の動向を見ながら、どこまでも無限定に広がるとなかなか事業者側としてもつらいというような意見があったときに、一つの土俵としてその類型Ⅰみたいな枠組みというものもあり得るかもしれませんので、この辺りはいずれにしても類型Ⅱの議論動向も見ながら引き続き検討していいたらいいのかなと、類型Ⅰについては思っております。

類型Ⅱのほうについては既に意見がほぼ出尽くしているところではあります
が、1つ付け加えるのであれば、今、2、3点の御指摘がありましたように、慰

謝料請求というのは、特に情報漏えいの慰謝料請求については、裁判例でも額の算定に当たっては、客観的な事情に基づいてほぼ算定、認定をされているよう思います。

資料1の13ページにあります平成29年の最高裁判決の差戻し審の判決の判断を見ましても、ほぼ個別事情を捨象したような事情しか認定のための判断要素として挙がっておりませんので、そういう意味でも十分に類型的な判断になじむのではないかと考えるところであります。

とりあえずは、以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、後藤委員、お願いいいたします。

○後藤委員

ありがとうございます。

前々回も大体同じようなことを言わせていただいたので繰り返しになるかもしれませんけれども、13ページの事例で示していただいたような過去の個人情報流出事案の裁判例等を見ても、過去の判例で認められた賠償額よりも比較的高額な金額を請求されている例が多いのではないかと感じております。

個人情報が流出して悪用されるのではないかという不安や、適切な情報を管理していかなかった企業への憤り、そういったものが請求につながっているとは考えますけれども、このように精神的損害額などを便宜的に一律に算定し、本制度によらない集団訴訟を提起することは、被害者御本人が本来は個々人で異なる精神的損害を一律の基準にすることに納得して訴訟に参加していると考えられます。そして、裁判所もそれを容認して、個々の損害を一律に認定しているというふうに考えられるのではないかと思っております。

他方、個人情報流出の後の企業の対応にある程度納得して精神的被害を感じていないという方もいらっしゃって、どちらが多いのか、一概には言えないと思いますが、表面的に同じような被害を受けたといっても、やはり個々人にとってその感じ方は大きく差があると思っております。以上をふまえますと、本制度は、適格消費者団体が消費者の被害を推計して消費者の同意を得ることなく、その権利を代行して訴訟をするという非常に特殊な形態であることから、事例で挙げられた集団訴訟とは、被害者本人が参加しているか否かという点で大きく異なっていると考えております。

したがって、慰謝料や個人情報流出事案を本制度の対象として特定適格消費者団体が精神的損害額の確たる根拠も消費者の同意もなく、被害を感じていな

い消費者にもこのよう被害が生じていると主張するというのは、やはり相当無理があるのではないかと思っております。

このような考え方から、繰り返しになりますが、立法時の専門調査会を振り返ってみると、確かに意見は分かれましたが、最終的には消費者庁のQ&Aにあるとおり、対象事案を本制度にふさわしいものに限定し、いわゆる拡大損害、逸失利益、人身損害、慰謝料を除外するという形で立法された経緯がありました。これは前々回申し上げたとおりですが、それを覆すような状況が今、発生しているのかと考えますと、そういう状況にはないのではないかと思っております。

本制度は、精神状態など、被害者の個別の事情はあまり勘案せずに、被害額の算定が容易な案件のみを対象とすべきであり、類型Ⅰ、Ⅱにかかわらず、対象となる事案の拡大には反対せざるを得ないと思っております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、木村委員、お願いいいたします。

○木村委員

まず、類型Ⅱから意見を述べさせていただきます。消費者庁の資料では、個人情報漏えい事案の慰謝料について画一的な判断がなされたという判例裁判例を2つの事案について御紹介いただきましたが、これらは画一的に算定可能だと結論づけられないのではないかと思っております。

例えばですが、同じ事案でも裁判所によって認定された額が違っているという流れがあったかと思っております。また、特に、精神的損害以外の損害は発生していないというようなケースについて、情報漏えい自体をもって慰謝料が発生するのか。また、発生するとして額はどう定めるのか。そういう点につきまして、まだ確立された裁判例とか実務的慣習はないと理解をしております。

先ほど来、算定可能であるし、実際そうしている裁判例はあるという御指摘はありましたけれども、それが本当に確立したものであるかどうかという点については別と思っております。

こうした状況を前提といたしますと、立法に当たっては他国の事案を参考する必要があるのではないかと思います。諸外国において個人情報漏えい事案、とりわけ漏えいした情報の悪用が確認されていない場合ですとか、そういった場合に画一的な損害賠償請求を可能にしているようなことがあるのだろうかということですとか、諸外国で起きた事案でこういった問題があった場合にどう運用され、どう解決しているのかといったところを明らかにしていただきたい

と思います。そういうことをしないままこの論点について議論を続けて取りまとめるということには強く反対をせざるを得ません。

私どもで調べたところを申し上げますと、青山学院大学の佐藤智晶元准教授、残念ながら佐藤先生は昨年亡くなられたようなのですけれども、佐藤先生が2019年の8月時点で講演されたペーパーを入手しました。その中では、多数人の個人情報が流出したが流出情報の悪用がいまだに確認されていない事案において、慰謝料ないし損害賠償を認めていたり日本以外の国の裁判例をいまだ発見できていないというお話をされるとか、アメリカにおいても実損がない限りは慰謝料はゼロとする傾向であるといったようなことを述べておられます。こういったことも本法においてどういった制度が正しいのか、どうあるべきなのかということを考えるにあたって参考になるのではないかと考えています。

企業からの指摘を付け加えます。2022年に改正個人情報保護法が施行されることになっておりますが、通知義務を課される事案というのは個人の権利利益を害するおそれが大きいものです。報告・通知が必要ないような案件でも、集団的な訴訟が提起されて企業はレビューションリスクを負うといった制度設計はいささかバランスを欠いているのではないかという指摘もございましたことを紹介いたします。

あとは、理屈の話なのかもしれないのですけれども、画一的な判断が可能であるという御主張は、裏を返しますと、実際には精神的な損害を自分としては感じていない方についても慰謝料の請求は可能ということと考えております。そういたしますと、本当は気にされていない方でも2段階目の手続に入ればもらえるものはもらえるということになれば、もらえるんだったらもらっておこうというお考えの下、団体に授権する。本来は被害があると思っていない方も、便益を享受するという結論になってしまふのではないかと思います。

この点、漏えい事案を起こした事業者が持っている有限な資源を再発対策のほうに向かわせるのか、それとも消費者個々人に対する金銭的な賠償に使わせるのか、どちらが妥当なのかというところについて、エビデンスに基づいたしっかりと政策的な議論が必要ではないかと思われるところがございます。無理に本法律で請求を可能にするという方向に持っていくということについては、反対させていただきたいと思います。

最後に、有識者の先生方から、情報漏えい事案に関する慰謝料請求を認めている判決の本質というのは、ユーザーの事業者に対する信頼が損なわれたことにあるのだという御指摘がありました。この点、民間事業者だけでなく行政においても個人情報漏えい事案というのは発生しているわけでございまして、また社会的な問題も起こしています。

信頼保護が本質だということになりますと、消費者契約をしている民間事業

者だけでなく、国ですとか地方公共団体も対象とするべきではないかという議論に発展するのではないかと考えます。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかに、この点いかがでしょうか。

大高委員、どうぞ。

○大高委員

ありがとうございます。

今、後藤委員と木村委員から慎重な御意見をいただいたところで、確かに共感するところがないわけではなくて、事業者側からの危惧といいますか、いわゆる負担になるのではないかということも含めて危惧を持っていらっしゃるということは御理解をするところです。

ただ、委員が御指摘いただいている御意見の中には、なかなかどうなのかなという部分もありますので、幾つか補足で意見を申し上げたいと思います。

まずニーズという意味で、本当に被害に遭ったと皆さん思っているのかどうかというような御意見かと思いますけれども、また被害に遭ったと思っていない人も含めて掘り起こしてしまうのではないかという御意見だと思いますが、基本的には今それほどたくさんの個別の事件が個人情報漏えい事件について起きているわけではないというのは確かだと思いますが、逆に言えば認定される慰謝料なんか決して高額ではない。その上で、にもかかわらず過失等の立証には容易ではないという事情があって、なかなか手を挙げにくいというのが大きな要素としてあるというのは想像ができますので、本当にニーズがないのかどうかというのはいささか疑問に思っております。

後ほど河野委員から消費者の生の声を聞かせていただければと思っていますけれども、むしろ多くの消費者はやはり自分の情報が自分のコントロールに及ばないところに流れていってしまった。いつかは何か害が起こるかもしれないということに対して不案に駆られているのではないかと思います。本質では、やはり何らかの対応をしてほしいと思っているんだと思います。

これまでの裁判例でも、私の理解では逆にむしろプライバシー権の侵害と包摂するケースのほうが多いのか。そこら辺は全ての案件をつぶさに確認したわけではないので分かりませんけれども、信頼という面だけではなくて、自分の情報、コントロール権といいますか、こちらが侵害されたことをもって慰謝料の根拠とするというところが多いのかなと個人的には思っています。

そもそも事業者側に故意、過失がなければ、慰謝料であっても当然に発生す

るわけではないわけですし、また、不幸にして情報漏えいがあった場合でも、事業者側でその後、適正な措置を取っていれば団体としても裁判を起こさないということもあるでしょうし、実際に個別事案の認定でも事業者側がきちんと対応しているという事情は認定される慰謝料の中にも大きく影響しているというのが実情ではないか。

そういう意味では、確かに事業者の対応コスト増を懸念するということはあるのかもしれませんけれども、消費者の多くは別に安からう悪からうを求めているわけではないと思います。むしろこういうものを対象にしていくことによって、さらにより事業者側の体制というものを実現していく契機になるのではないかという面もあるように思います。その点はちょっと御検討いただければと思っています。

いろいろ議論をしていて今、感じたところなのですけれども、実際に慰謝料の中で個別に認定可能なものをどう切り出していくのかはなかなか難しいのかなと思うところもあって、1つは今、思いつきのアイデアなのですが、私は個人的にはこの損害の除外の規定は全部取ってしまって第3条第4項で全部個別に判断したらいいじゃないかというラディカルな意見を持っているのですけれども、逆にそこまでは難しいというのであれば、除外された損害項目に当てはまるものであっても第3条第4項の裏返しみたいな規定を入れて画一性、類型的に認定が可能なものについては提訴可能であるというような裏返し規定を入れてバランスを取るというようなこともあるかもしれない。そうすると、立証主張責任が逆になりますので、バランスという意味でもいいのではないか。今、思いついたアイデアですが、一応申し上げたいと思います。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

沖野委員、お願いします。

○沖野座長代理

ありがとうございます。

事業者の観点からの御懸念をなるほどと思って伺ったのですが、3点気になるところがございまして申し上げたいと思います。

1つは、おっしゃった責任が必ずしも確立していないのではないかという点についてなのですけれども、まさにだからこそこういう訴訟が必要なのではないか。どういうような事情があれば責任の成立が認められるのかというのを個々の消費者が追及していくというのは非常に困難であり、一方では、それが

かなり一律に問題になる類型であるということからすると、その点は必ずしも理由にはならないのではないかと思ったところです。

2点目は損害との関係で、今、大高委員が既に御指摘になった点なのですが、個人情報の漏えいの場合の損害というのは慰謝料自体が精神的損害と言われますけれども、非財産的な損害ということだと思いますが、それについては個人情報漏えいの場合には人格的な被害、そういう意味での損害が出ていることは確かで、それをどう評価するか、あるいはどういう損害であり、どういう額で認めるかという問題ではないか。だからこそ、そういうタイプの損害であれば、これでという一律の額が出せるということで、私は、これで非常につらい思いをしたというのかそれとも気にしないのかによっても区々ばらばらであるというような性格の損害ではないということではないかと思っております。

3点目としまして、有限の原資を何にかけるのかということで、これは被害がなくなるほうが望ましいことは確かです。ただ、防止か、救済かというのが二者択一なのかというと、それは救済も図りつつ防止にという両方をやはり考えていくべきだと思われますし、さらに言えば、救済を図らないということが防止の観点からも問題になってくるのではないかと思われますので、もちろん有限の資源をどういうふうに分配していくのが適切な在り方かという観点はとても大事だと思いますけれども、やはり二者択一ではないのではないかと考えているところです。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

木村委員、お願いします。

○木村委員

大高委員、沖野委員、御指摘ありがとうございました。

若干補足を申し上げたいのですけれども、大高委員から実際の実行に当たつてのアイデアとして、今のカテゴライズはそのままにしておきつつも、画一的に判断できるものについては提訴可能にするといったような規定を置く、その中で主張立証責任は反対なのではないかという御指摘があったかと思います。ちょっと私がうまく理解できていないのですが、画一性に対する主張立証責任はどちらが負うことになるのか。これは、質問でございます。

沖野先生が御指摘のとおり、個人情報漏えい事案の防止と救済というのは二者択一ではないというのはおっしゃるとおりでございますが、企業が持っている資源をどういうふうに分配していくのか。事後的にどう分配するのかという

問題と、事前にどう分配するのかという問題があります。

特例法で個人情報漏えい事案についての慰謝料請求が可能になるとすれば、事件を起こしたらほぼ確実にそういった訴訟が起こるというような見立てのもので、企業は計画を立てなければいけない、財務的な検討もしなければいけないかも知れない。そうすると、本来であれば事前のセキュリティの強化に使える資源が、被害を起こしたときの事後的な損害賠償請求のための積立てに当てるべきということになってしまうのではないかということも懸念されます。

○山本座長

ありがとうございました。

大高委員に対する御質問があったようですが、もし大高委員からお答えいただけるのであれば。

○大高委員

ありがとうございます。

木村委員、ありがとうございます。私も思いつきでしゃべったところがあつて、あまり練られていないところでちょっと分かりにくかったかもしれません。確かにおっしゃるとおり、そもそも第3条第4項というのは訴訟要件に関わる話ですので、主張立証責任というのは本来、関係ない面ではあるのですけれども、ただ、実際的には恐らくこの第3条第4項で却下すべきだという抗弁的な主張が事業者側か、被告である事業者側から出なければ問題になることは少ないのかなというようにちょっと思ったものですから、その裏返しで、先ほど申し上げたように除外類型をそのままにして画一性、類型的に認定可能なものについては提訴可能だということにするのであれば、逆に原告である特定適格消費者団体のほうから積極的にそういうことを言わなければ裁判所としても取り合ってもらえないというような、事実上の機能としてそういう主張立証責任の転換みたいなことが生じるのではないかという趣旨で申し上げました。

厳密に言うと訴訟要件の話ですので、実体法上の主張立証責任の分配とはちょっと違う話にはなると思いますけれども、実際の機能としてはそのようなことが生じてくるのではないかというような趣旨で申し上げました。

以上、補足でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

河野委員、お願いいいたします。

○河野委員

先ほど大高委員が個人情報漏えい事案について消費者はどう思っているのかという呼びかけがございましたので、私の見解をお伝えしたいと思っております。

被害者の自覚があるかないか、気にしない人もいるのではないか。それから、あと一つは、もしこれが補償されたとしても金額がそれほど大きくない。手続に時間や手間がかかる割にはリターンが少ないのでないかというふうな、様々なこの事案に取り組むことに対する御指摘があるかと思いましたけれども、今のサイバー空間における個人情報の取扱いに対して詳しい知識を持っている消費者というのは、実はいないんですよね。たまに大きな個人情報漏えい事案に関する報道があると、一体どうなってしまうのだろうという不審と不安と恐れみたいなものはあるけれども、それが自分にとってどういうリスクをもたらすのか、どういう意味があるのかというのを自覚している消費者というのは非常に少ないんですよね。ですから、今回はぜひここに手を入れていただきたい。一人一人の消費者のこれは大丈夫なのかという不安、ひどいと思っていること、それはここに手を入れなければ誰からも手を差し伸べてくれないことになります。

事業者側は、個別事案で精神的な打撃とか、それから実害というのが具体的に損害が顕在化してこなければ、謝って幕引きにしたいというふうに思われるかもしれませんけれども、それはマーケット上からすると不公平だと思っておりまして、これを対象に加えていただくことによって事業者側にも抑止力が働くといいましょうか、より一層個人情報も含めた情報管理には力を入れていただけるのではないかと思っております。

それで、ここで落とすということは、こういった被害に気づく機会を逸することにもなりますし、そこで生じた不当なといいましょうか、利益の部分が回っていって再発防止につながるというのは、やはり私はあまりよろしくないのではないかと思っております。社会の抑止力になり、かつ片方にだけ寄ってしまう利得というか、不当利得に関してはしっかりと吐き出していただけのような仕組みを考えいただければと思いますし、そもそも事業者側に過失がないということが証明されれば、これは案件としては成り立たないという、そのところも忘れないでいただければと思っております。

それで、1点質問させていただきたいのですけれども、御存じの方、情報漏えいした企業は漏えい対象者の個々の事情を勘案して賠償提示額を決めていらっしゃるのでしょうか。その辺りですね。仮にそうだとすれば、賠償を希望する全ての対象者から事情を聞かなければ適正な提示額は分からぬということになると思います。

それで、賠償額に個別性があるという事業者側の言い分自体が提訴を免れるための言い訳みたいに聞こえるような気もするのですけれども、どなたか私の質問に答えていただけませんでしょうか。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

どなたか答えられる方がおられるかどうか分かりませんが、もしお答えいただける方があれば举手いただきたいと思いますが、まず後藤委員、お願いいいたします。

○後藤委員

まず、沖野委員に対してご質問させていただきます。先ほど沖野委員より、画一的な損害に関するご発言において、慰謝料ではないというカテゴリーで、実質は慰謝料というお話があったかと思うのですが、例えば慰謝料ではないとしてある程度類型化できて、事業者側が何らかの形で負担できるというカテゴリーというか、理屈も含めてどういうやり方があるのか、イメージされているものがあればその辺りを少しお聞きしたいと思っております。

次に、今ほど河野委員より事業者が情報漏えいしたことによって利得を得ているような御発言がありましたが、このような場合に事業者側が利得を得ることはなく、むしろそういった過失によって何らか負担しなければいけないものが本当にあるのだとすれば、事業者側は負担をするとと思っております。

ただ、事業者側からすると、別に逃げるわけではなく、やはり慰謝料その他を含めて実被害がどの程度生じているのかということが明らかにならないと、その先の対応というのはなかなか難しい。それが一律でないことがやはり問題になっているというふうに我々は認識しているということです。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

沖野委員、お願いします。

○沖野座長代理

ありがとうございました。

後藤委員から御質問いただいたて、私は非常に不正確に申し上げたということがよく分かりました。慰謝料の外ということではなくて、慰謝料という形での

損害賠償だという点を維持しているという言い方がよくないでしょうか。そこを崩して、何か第三のカテゴリーとしているという趣旨ではありません。

ただ、慰謝料というのは精神的損害の賠償と言われたり、あるいは財産でない、非財産的損害の賠償というふうに言われたりということで、むしろ非財産的損害の賠償というほうが、本当はより正確なのかも知れないと思っています。そのときにどれだけ気持ちとしてそのことを悲しいと思ったとか、苦しいと思ったとか、その程度をいろいろ個々に勘案して慰謝料を持ってくるという類型では、少なくともここはないのではないか。人格的な被害や損害というものが発生していて、それは財産的な損害ではないので、それを填補する非財産的損害として慰謝料でそういう類型の損害については定型的に幾らと、そういう算定がされているというものではないだろうかという理解を示したつもりです。

以上です。

○山本座長

ありがとうございます。

私からも質問ですけれども、現在の特例法の条文、第3条第2項第6号だと思うのですが、精神上の苦痛を受けたことによる損害、これは一般に慰謝料のことだと理解されていて、これが対象から除外されているという理解なのですが、今の沖野委員の御発言は必ずしもこの精神上の苦痛を受けたことによる損害というので、いわゆる慰謝料というのを全て現行法は除外しているわけでは必ずしもないという解釈もあり得るということをインプライしているということになるのでしょうか。ちょっと教えていただければと思います。

○沖野座長代理

申し訳ございません。そういう解釈の余地があるのかと今、気づいたような次第ですけれども、そのような含意ではありませんでした。一般的に慰謝料については、精神的損害と言われるのは確かですので、ただ、精神的というと心のありようだとかに結びつくようですが、そういうものがダイレクトに入ってくるものばかりではないということを申し上げるつもりでしたし、はいわゆる慰謝料ということで非財産的損害と言い換えても、現行法の立法趣旨としてここはやはり除外されているということだと理解しております。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

大高委員、お願いいいたします。

○大高委員

すみません、何度も申し訳ないです。

先ほど河野委員からの最後に、恐らく事業者側に対する御質問だとは思ったので、本来、私のほうから何か言う立場でないのですが、それに関して思うところを少し申し上げておきますと、これまで大規模な情報漏えい事件があって、ただ、実害までは発生していないという事件で、誠実な事業者さんの中には自ら例えば商品券を配ったりとか、何かクーポン券を配ったりとか、500円なり1,000円なり、それはまちまちですけれども、そういうことを積極的にされてレビューション等の回復に努める、又は被害回復に努めているという例がありました。

これはこれでいいことだと思ってはいるのですけれども、今、申し上げたように、その金額は私が知る限りは基本的には一律にお配りになっているように思いますし、河野委員がおっしゃったように個々にアンケートを取って、どれくらいつらい思いをしましたかというようなことを聞いて、5をつけたら幾ら、4をつけたら幾らというようなことをされている例というのもしかしたらあるのかもしれないけれども、少なくとも私は存じ上げないところです。

そういう意味では、事業者側も基本的には実害があれば別ですけれども、そうでないものについてはある程度類型的に損害が皆さんに発生したと思って被害回復に努めていらっしゃるのかなと思いますので、実態にもかなっているのかなとは思っています。

また、中にはつらい思いをしたという人がいて、若しくはつらい思いをしなかったという人がいるかもしれないですけれども、そういう人は当然、今の特例法の制度はオプトインを基本にする制度ですから、そういう個々の事情が強い人については別の道を歩んでいただいたらそれもいいんだというのが基本的には制度の立てつけですので、そういう細かな事情があり得るんだという可能性の問題だけで一律に除外するという議論にいくのは、なかなか妥当ではないのではないかと思っているところです。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

木村委員、お願いいいたします。

○木村委員

河野委員から御指摘があった点ですけれども、実際にその事件を起こしてし

まったく企業から個別にヒアリングしたわけでもないので、あくまでも私見ですが、確かに一律に商品券ですとか、1,000円ですとかを配っている企業が幾つかあるということは承知しています。

それは損害が生じたからその回復のために配っているというのではなくて、お詫びの意図で配っているのではないかと思います。受け取った人がどういうふうに受け止めるかは別として、企業側としてはお詫びの趣旨で配っている。お詫びの趣旨であるとすると、個々の事情を勘案するということはむしろ不公平であって、あなたがVIPだからお詫びをちゃんとするためにいっぱい何かを送りますということではあり得ないかと思います。

そういう意味で言うと、お詫びというものと損害回復というものはやはり違うのではないかと感じるところです。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

○河野委員

木村委員、御回答ありがとうございました。

普通に考えるとお詫びかなと思うのですけれども、それはいわゆるいい事業者においてはレビューションのこともあると思いますし、今後の企業の姿勢ということの評価にもつながると思いますからそのような行動になると思いませんけれども、もしこれが今後対象にならないということであれば、そういういい魂を持っていない事業者さんにとてみると、あまり抑止力にはならないのではないかと思っておりまして、ぜひこのことがもう少し具体的な制度の作り方というのは課題かと思いますけれども、検討の範囲に入れていただければと思いました。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。大変活発な御議論をいただきて、私の認識ではかなり議論が深まったのではないかと思います。

それでは、恐縮ですけれども、時間の関係もございますので、次の論点に移らせていただきます。次は、請求・損害の範囲の類型Ⅲと被告の範囲の類型Ⅰ、これは基本的に共通の問題だということでありまして、この点について御議論を

いただきたいと思います。具体的には、資料1の15ページの辺りの「検討のポイント」ということになろうかと思いますけれども、どなたからでも結構ですので御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

大高委員、お願いします。

○大高委員

ありがとうございます。

資料の15ページに関して意見を申し上げたいと思います。結論から言えば、景表法のように差止め請求はできるのに被害回復請求ができないというのは制度としてもアンバランスな面があると思いますので、何らかの改善は必要だと思っています。

この点に関しては、消費者が関わった何らかの取引関係、消費者契約が典型ですが、そういった直接の相手方以外の請求であっても、少なくともその問題となった取引関係を前提とした請求であるとか、若しくはそれと密接な関係にある請求というのは、実質的に責任原因を作り出した当事者というものを訴訟に引き込んで一体的解決を図るという観点から、結論としては共通義務確認の対象に含めていいのではないか。むしろそのほうが望ましいのではないかと思います。

これに関しては、もちろん事業者にとってみれば係争利益の把握可能性とか、予測可能性が乏しくなるのではないかという御懸念はよく理解できるところですけれども、先ほど来議論させていただいている対象事案の範囲を考えるに当たって支配性の要件をしっかりと見ていくという現在の方向性を前提にすれば、基本的には取引関係から生じた、いわば定型的な損害のみが俎上に上ってくるということになるかと思いますので、少なくともその問題となった取引関係の売上げとか、そういったところからある程度係争利益の規模というのは、おおむね100%でないにしてもそれなりに把握ができるのではないかと思いますので、それほど御懸念は当たらないのかなと思います。

ただ、もちろん今の「検討のポイント」の③の「現行の解釈との関係をどのように考えるべきか」というのがあって、確かに現行法でも不法行為による損害賠償に関しては、関与を助長した事業者等にも訴えを提起することは認められているというのがありますので、その解釈いかんによっては資料の16ページにあるような事案についても、その広告を出した作成主であるモバイル通信キャリアに対しても訴えを提起するというのはもちろん可能なのかもしれませんけれども、その辺りは解釈に委ねられてしまうと安定性を欠く部分はあると思いますので、何らかの形で明確化をしていく。場合によっては立法的手当を含めて明確化をしていくということは望ましいのではないかと思っていると

ころです。
以上です。

○山本座長

ありがとうございました。
ほかにいかがでしょうか。
木村委員、お願ひします。

○木村委員

請求の類型のⅢと被告の範囲の類型Ⅰについて、景表法の不当表示事案以外にもその射程は広がり得るのではないかという議論が前回あったかと思うのですが、そうした場合、何らかの形で消費者の意思決定に関与する事業者は幅広くこの法律に基づく訴訟の被告となり得るということになり、事業者への影響は大きいと思います。いろいろなビジネスモデルが対象となるということだと思いますので、かなり波及するところは大きく、ここは反対をさせていただきたいと思っております。

景品表示法の不当表示に限定するといったとしても、その不当表示が実際に消費者の契約の申込みの意思決定にどれほど影響しているのかということは消費者ごとによって大きく違うのではないかと感じています。そうしますと、いわゆる支配性要件を満たすかどうかという問題になるのではないか。ここは慎重な検討が必要かと考えているところです。

最後に、まさに大高委員が御指摘になったかと思うのですけれども、16ページ、17ページの事案で、これはもちろん普通の訴訟ではあったのですが、実際の契約相手であるMVNO事業者と実際のキャリアであるY2、両方に対して共同不法行為の枠組みで請求が認められているということです。そうすると、現行法の枠組みでもいけるのではないかとこの事案を見ると正直思うところで、そうであれば必ずしも立法の手だけは必要なくて、これも解釈論でいけるところではないかと考えるところです。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。
ほかにいかがでしょうか。
沖野委員、お願ひいたします。

○沖野座長代理

これも繰り返しですけれども、大高委員の御指摘に非常に共感するところで、木村委員の御懸念もよく分かるところですが、しかし、まさに契約に広い意味で関連してくる。それで、契約の意思決定にとって商品がどういうものか。それが景表法違反の広告で形がつくられているというときに、その広告の作成等をした主体に対して、差止めならば認められるけれども被害回復は無理です。個別の訴訟でないと無理ですというのが、果たして制度としてバランスがいいのかということはやはり問題だと考えておりまして、またそういう形での枠づけをするならばおよそ無限定に広がっていくということにはならないのではないか。

それから、現行法の中でも解釈できるのではないかということですけれども、この制度に乗るかどうかについて、現行法でもっとここの意味は文言が示すよりも広いんです、緩やかですという解釈の基準を立てるということで対応するというのも一つの在り方だと思いますけれども、非常に不透明性も高いので、やはり明確にすることのほうが、できるならばそちらをまずは追求すべきではないかと思います。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

河野委員、お願いします。

○河野委員

ありがとうございます。

私も、ここもやはり少し対応を考えていただきたいと思っておりまして、現状、普通の商取引の間において、14ページで示されているような少し複雑系な契約関係というのは普通に生じているところです。特に、先ほどから問題になっておりますけれども、差止め請求ではちゃんと改善がされるが、その先にはいけないというのはやはりバランスがよくないのではないかと思っております。最近問題になっている定期購入の事案でも、この辺りをやはりもう少し手を入れていただけると、新たな被害者は生まれないんだけれども、被害回復にはほとんどつながっていないというところですので、ここは考えていただければと思いました。

それで、もしオブザーバーで出ていらっしゃる特定適格消費者団体の方で、本当はもし14ページのような形が認められていたら被害回復に至った。でも、現在はここが対応できていないので実際に諦めたというふうな事例があれば教

えていただきたいと思います。すみません、突然なのですが、具体的なお話はありますでしょうか。

○山本座長

ありがとうございました。

特定適格消費者団体のオブザーバーのほうで何か具体的なことがあればということですが、あるいは今日直ちにというのは難しければ次回あるいは期日間でお答えいただくということでも結構かと思いますが、ちょっと直ちにというのは難しいでしょうかね。

それでは、もし何かそういうものがあれば事務局のほうに次回、あるいはそれまでにお知らせいただければ大変ありがたく存じますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかに、この点でございますでしょうか。

木村委員、お願ひします。

○木村委員

2回目の発言になってしまふのですけれども、景表法の不当表示事案をメインに議論をしてはいるのですが、そこから先、それ以上に広がっていくことに対する、各企業において不安感がかなり強いものがあります。消費者庁におかれましても、皆様におかれましてもそこに対するアレルギーに近いものというか、そういうところの危惧があるというところは留意をいただいたほうがよろしいかなと思いました。

以上です。

○山本座長

ありがとうございます。

大高委員、お願ひします。

○大高委員

ありがとうございます。

今の点ですが、木村委員にもし実情が分かるようであれば教えていただきたいと思っているのですけれども、確かに無限定に訴訟に巻き込まれるおそれというものがあるとすれば不安があるというのは分からぬでもないですが、例えば実質的に原因を作った企業があつて、でも実際に売っているのは末端の小売店であるとかというときに、その原因を作った企業として末端の小売店さえ訴えられていればいい。我々は何かバックヤードで適宜サポートすればいいん

だというような発想があるのか。それとも、それはまた別で、そういうときには原因を作り出した者としてちゃんと対応したいんだという意向が強いのか。その辺りはどうなのでしょうか。この議論をするときに、実質的に原因を作った企業が小売店を盾にして逃げてしまうということを狙っているのかどうかというのがいつも疑問に思うところがあって、その点はもし木村委員のほうで何か各企業さん、会員企業さんからの御意見とかでお分かりになるところがあつたら教えていただければと思います。

○山本座長

それでは、木村委員、もしお答えいただけるのであれば。

○木村委員

恐らく、業界によってかなり違うのではないか。商流がかなり違うので、また私はメーカーについてはあまり詳しくないので、私が言ることはとんちんかんかもしれないのですけれども、典型的には製品を作る人と売る人が違うという業態のことを大高委員はおっしゃっているのかと思いました。本当は企業にアンケートを取らないと分からぬのですけれども、いわゆるまともな企業であれば末端に押しつけるという発想にはならないと思います。そこは業界が違つても企业文化として真っ当であれば、末端の小売事業者に押しつけておしまいという話には多分ならないですし、実際に消費者のクレームは売った事業者ではなくてメーカーに向かうんだろうと思いますので、そこは大高委員がおっしゃるとおりかと思っています。

あとは、今回の資料3で大高委員の追加意見の最初の意見の中に、広告をした事業者として放っておくことはできないんじゃないかというような御指摘があります。そこは、そういう含意ということなのかなと思って読んでいた次第でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

大高委員、どうぞ。

○大高委員

木村委員のおっしゃるとおりで、そういう点がやはり私の問題意識としてあって、もちろんそういう一体的解決が可能な、それができる当事者がいるのであればそこを巻き込んでいくほうが、むしろ訴訟経済上も望ましいのではないかという問題意識を持っているということあります。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、この資料の最後の問題になりますが、被告の範囲（類型Ⅱ）と言われるものですね。資料で言えば19ページ辺りに「検討のポイント」というものが書かれておりますが、この問題について御発言のある委員はお願ひいたします。いかがでしょうか。

木村委員、お願いします。

○木村委員

ありがとうございます。

被告の範囲の類型Ⅱということでよろしいのでしょうか。

○山本座長

それで大丈夫です。

○木村委員

分かりました。

ここは繰り返しになりますけれども、対象の被告の範囲を制限しないと、企業の役員の業務執行に萎縮効果があるということは拭い切れないものかなと思っています。端的に言ってしまえば、企業の役員が合理的なリスクテイクをするということを妨げないか。企業のチャレンジする文化というものをヘジテート、挑戦する文化というものを損なわないかというところは正直疑問なしとはしませんし、あるいは役員のなり手を減らしてしまうことがあるかもしれません。

もちろん保険契約等でカバーできるという可能性もなきにしもあらずとは思いますけれども、そういう弊害があり得るということを前提に、悪質な事業者の事案をどう捉まえていくのかというところを議論せねばならないということかと思っています。もしこの点の議論を詰めるのであれば、いかに普通の事業者の役員に対する萎縮効果を抑えるとか、そういうところをしっかりと捉まえた制度設計、議論が必要だと思います。

以上です。

○山本座長

ありがとうございます。

それでは、大屋委員お願いします。

○大屋委員

今、木村委員がおっしゃったことも、それはそれとしてそのとおりであろうと思い、健全な経営をしていて企業本体がきちんと責任に応ずることができるようなケースにおいて萎縮効果が生じることは確かに望ましくないと思います。

一方で、ここで懸念されているのは、典型的には事業会社が隠れみのであるとか、その収益を外部に移転してしまっていて事業会社からの被害回復が非常に難しいような事例であるというふうに言うことはできると思いますし、このような場合に関して責任追及を拡大することが健全な事業者に対する萎縮効果を生むとはちょっと考えにくいのではないか。

もちろん、このような関心をきちんと明文化することは非常に重要だという点については、私も同意するところではありますが、例えばですけれども、事業者本体に対する責任の存在が確定された後のお話しとして特定の手段を付け加えるとか、関連意見の第1点で考えられているように、そもそも実質的な支配者自体に責任原因に関わる事実があるような場合に限るとか、そういう手当をしていくことが必要ではないかというふうに考えます。

以上です。

○山本座長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

大高委員、お願いします。

○大高委員

ありがとうございます。

私の意見は、この19ページの【関連する主な意見】の1つ目の○に書いてあるとおりでありますと、基本的にはそれと同じなのですけれども、木村委員からも御懸念の声がございましたので、その点について思うところを若干申し上げたいと思います。

確かに、真っ当たり経営をしていたけれども、結果的に何か迷惑をかけてしまったような事例には役員責任を集団的に追及されるおそれがあるとなると萎縮効果があるじゃないかという御懸念は理解できなくもないところではあります。

ただ、一方で、こういう恐らく役員としての責任が追及される場合というのは、一般的にはいわゆる経営判断の原則的なものが何らかの形で考慮されるこ

とも多いと思いますので、いわば結果責任みたいな形で責任追及されるということはあまり実態としてはないのではないかと考えたりするところです。

ただ、制度論として見た場合に、そういう可能性があること自体が萎縮効果を生むんだと言われるのであれば、一つの仕切りとして事務局の資料にあるように共同不法行為が成立するような場合であるとか、前回私が御提案したこととか、若しくは例えば会社法が規定する役員の第三者責任のようなもので、故意、重過失があるような場合に限るとか、そういった何らかの仕切りというのはもちろんあるのかもしれないとは思っています。

ただ、一方で法人格の否認が使えるからいいじゃないかとか、そういうものはなかなか難しいように思っています。というのは、実際に理屈としてはあっても、実務上はなかなかこれが通るケースというのはかなり例外的なもので、実際には使いにくいのではないかと思います。

また、追加して申し上げれば、「検討のポイント」の③に挙がっている被害救済の実効性というものがありますけれども、ただ、確かにそういう悪質な事業者の場合、代表者等を相手方に加えても財産隠しになってしまうのではないかとか、実効性がないのではないかという懸念があることは、それはそれで一面、事実であろうとは思うのですが、逆にそういうものがあるからといって対象外からするという議論はやや飛躍があるのではないかと思います。むしろ、そうであるからこそ、例えば執行方法とか保全の強化を考えるんだという議論の方向であるべきであって、そもそも対象から外してしまいましょうというのは方向がちょっと違うのではないかという印象は持っているところであります。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。ございませんか。よろしいですか。

それでは、御意見が出尽くしていると見させていただいて、資料1についての御議論はこの程度したいと思います。

若干、私がお伺いしたところで整理をさせていただくとすれば、総論的なところで現在の支配性、あるいは係争利益による限定という考え方、これ自体についてはその妥当性については大きな御異論はなかったのではないかと思います。とりわけ、そういう一種の類型的な思考で共通支配性というものをまず一時的には肯定して、個別事案における支配性の問題、第3条第4項の適用というのは、どちらかといえばそういう枠組みの中では例外的、限定的なものになるのではないかと、資料でも文献等が引用されていましたが、そういうような方向性というのは今後も貫くべきではないかという御意見がありました。

ただ、現在の類型的な支配性の考え方については、やや大ざっぱにすぎるのではないかというような御批判もあったように思います。もう少しきめ細かな類型化、それは次の話題である慰謝料とか、拡大損害とか、そういうようなものについてもう少しきめ細かく類型化していく。全部類型的に除くということではないのではないかというようなお話、大屋委員からは算出のアルゴリズムというような言葉を出されましたけれども、何らかの形でよりきめ細かな類型化を図っていくべきではないかというような御意見もあったように思います。

それについて、その次の例では、特に慰謝料については前回同様、委員の中での意見はかなり分かれていたように思います。慰謝料の中でも、やはり一定の画一性が認められるものというのは事件によってはあり得るのではないか。一つの典型として、個人情報の漏えいの点が挙がっていたかと思いますけれども、そういったようなものを一律に制度の対象から外すというのは望ましくないのではないかという御意見が一方であり、他方では、そういうもの、特に個人情報の事案等を念頭に置いたときに、そもそも被害を感じていないような消費者も制度の中に取り込むというはどうなのか。あるいは、確定した裁判例取扱いというのがないときに、諸外国の制度等を十分調査しないでこういう制度導入を論じるのはどうか。あるいは、その損害の賠償よりもむしろそもそもそういったことが発生しないような被害防止に企業のリソースを投下するというほうがむしろ生産的ではないか等々、反対の立場からの御意見が述べられ、またそれに対する、しかし再反論の意見というものも述べられたように思います。

制度を導入するとすれば、具体的にどういうようなものが考えられるかということで、慰謝料の概念というのが非常に多様なところに一つの問題があるということは皆様、共通していたように思うわけでありますが、その中でそういう制度に乗るような慰謝料というものをくくり出すということが可能かどうか。

大高委員からは、具体的な提案として第3条第4項の裏返しのようなものも考えられるのではないか。第3条第2項の現在の類型的な除外というのは維持しながら、ただ、その中でも共通性、支配性がむしろ積極的に認められるようなものについては制度に取り込むという例外規定を設けるというようなアイデアも示されたように思います。

それから、第三者の問題につきましては、景表法事案については何らかの形で入ってくるのではないか。そもそも現在の現行法の解釈で対応できるのではないかという御意見と、それから仮にそうだとしてもやはり明確化のために法律で規定しておくというのがいいのではないかというような御意見があったかと思います。

他方で、そういう景表法以外にさらに拡大して一般的に第三者に何らかの形で関与する、第三者に拡大していくというのは、様々なビジネスモデルがある

中でそういう一般化を図っていくというのはかなり強い反対、事業者側には強い反対があるのではないかというような御指摘もあったように思います。

それから、最後の問題について、最後の被告の問題については、これはかなり前回の議論を繰り返していただいたということかと思いますけれども、基本的にはやはり対象範囲を限定していくことがどの程度可能か。それが難しければ、企業の役員等の合理的なリスクテイク、それに対する萎縮効果というもののがかなり強く懸念されるのではないかという御指摘があり、それは割合、皆さんそういう認識だったのかなと思います。

他方では、やはり隠れみの的なもの、個人については適用対象にするということがないと実効性が確保できないのではないかという御指摘があり、その具体的なくくり出しについては資料にあるような共同不法行為というような話もありましたし、大高委員からは商法の会社法の役員の第三者責任、故意、重過失といったようなところで限定するということも考えられるのではないかといったような御指摘もされたように思います。

以上で、前回の議論がさらに確認されたところもありましたし、さらに深掘りできたところもあったのではないかと思いますけれども、この資料1についての議論はこの程度にしたいと思いますが、何かさらにということがあればお伺いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、かなり開始から時間がたちましたので、ここで休憩を入れたいと思いますが、今日は誠に恐縮ですが、時間がかなり押しておりますので、休憩は5分程度ということにさせていただいて、14時45分に再開したいと思いますので、そのときまで少しお休みをいただければと思います。

(休 憇)

○山本座長

皆様、お戻りでしょうか。それでは、議事を再開したいと思います。

次は、「共通義務確認訴訟における和解に関する規律の在り方」という議題であります。この点につきまして、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○守屋専門官

それでは、説明させていただきます。

お手元の資料、「共通義務確認訴訟における和解に関する規律の在り方」を御覧いただきたいと思います。

ページめくっていただきまして、2ページ目に今回の議論の主な点を記載し

ております。

「基本的な方向性」としては、前々回の第3回のときに座長にまとめていただいたとおり、現行法よりも柔軟なものとする方向で検討できないかということを書いております。

「和解のメリット」としては、前回、前々回の議論になったところでは、こういったところが委員の皆様から挙げられていたかと思います。

それを踏まえまして、検討事項として①から⑤まで記載しております、それを3ページ以降でそれぞれ深掘りしているということになります。

ページをめくっていただきまして3ページ目ですけれども、「和解の柔軟化の範囲」ということで、総論的な検討をまず委員の先生方にお願いしたいと考えております、「共通義務確認訴訟における和解を柔軟化する範囲についてどのように考えるか」ということで、実際に柔軟化するとしてもどこまでを柔軟化するのか。また、その具体的な新しい立法措置を取るとしたときに、できる和解を列挙するのか、あるいはやってはいけない和解を列挙するのかなど、いろいろ方法があると思うのですけれども、そういったことも踏まえて皆様に御議論いただければと思っております。

1枚めくっていただきまして4ページ目なのですが、今度は検討事項②として「和解内容の実現に至るまでの手順」について御検討いただければと思います。

以下、【想定される和解の例】ですとか、あとはその想定されるフローについて事務局として一案を示しておりますが、これに縛られるものではなく、委員の皆様には自由に御議論いただければと思っております。

1つめくっていただくと、この検討事項②の「検討のポイント」ということを幾つか示させていただいておりますので、こういったポイントも踏まえて委員の先生方の御意見を伺えればと思っております。

まためくっていただきまして6ページ目なのですけれども、検討事項③といたしまして「和解内容」の具体的な中身について入っていきたいと思います。ここでは、第三者に金銭を支払う和解について可能かどうか否かも含めて委員の皆様に御議論いただければと思うのですが、その際の「検討のポイント」としては基金等への寄附、第三者に寄附を行った場合の対象消費者が有する個別債権との関係の整理ですか、そういう和解が事業者にどんなメリットがあるのかとか、そういうところも含めて御議論いただければと思っております。

また、1つめくっていただきまして検討事項③ですけれども、「和解内容（総額和解）」ということで、個々の消費者への金額を明らかにしない形での総額の和解というのはできないかということを委員の皆様に御議論いただければと思います。

この「検討のポイント」で示しておりますとおり、総額の算定方法であったり、分配の基準であったり、情報提供の在り方など、いろいろな問題があると思うんですけども、その他の問題も含めて委員の先生方の御意見を伺えればと思っております。

また1つめくっていただきまして8ページですけれども、今度は「和解内容」のうち守秘義務条項についてどのように考えていただくかというところを記載しております。ここは、関係する現行法の主な規律として消費者ですか、あとは一般にどういった情報を公開するのか、通知するのかといったことの特例法を書いておりますので、そこを示しているものになります。「検討のポイント」として書かせていただいたことも含めて、こういった守秘義務条項を設けることはできるのか、できないのか、どういう場合にできるのかなどを委員の皆様には御議論いただければと思っております。

また1つめくっていただきまして9ページですけれども、検討事項④は「和解の適正性確保」でございます。

まず、9ページでは現行の適正性の確保の方策を図の形で整理しております、これを踏まえた上で10ページの検討事項を御議論いただければと思っております。現行法上の方策以外に方策が必要なのかどうか、必要な場合にどのようなものが考えられるのかといったところについて御議論いただければと思います。

この点、前々回の検討会の際に海外の規律についてのお話が出たので、事務局で調べられる限りということで、こういった海外の規律があるということを参考までに付しておりますので、こちらも御参照いただきながら御議論いただければと思います。

また、最後にめくっていただきまして11ページ目ですけれども、検討事項⑤ということで「和解の実効性確保」について御議論いただければと思っております。これは、和解の強制執行の債権者ですかその執行方法をどのように考えるべきかというところで、債権者としては真ん中の「整理のイメージ」のところに書いてありますとおり、団体、消費者、それぞれが考えられると思っております。

また、執行方法としては直接の強制執行なのか、それとも間接執行なのか、間接強制なのか、そういったところの議論があると思うんですけども、その点も含めて委員の皆様には御議論いただければと考えております。

事務局からは、以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、質疑応答、意見交換に入りたいと思います。この資料につきましては検討事項が①から⑤までありますので、適宜、区切って御議論いただければと思います。

まず、資料2の3ページですね。検討事項「①共通義務確認訴訟における和解を柔軟化する範囲についてどのように考えるか」という点であります、この点につきまして御質問でも御意見でも結構ですので御発言をいただければと思います。いかがでしょうか。

垣内委員、お願いします。

○垣内委員

垣内です。ありがとうございます。

和解を柔軟化する範囲につきまして、今日【関係する主な意見】ということでお3ページにまとめていただいておりますけれども、前回、私自身は理論的にはかなり広い範囲で認めるという選択肢も、特に裁判外の和解との比較などで考えた場合、あり得るのではないかというようなことを申し上げたかと思います。

理論的にはそうだとしましても、実際に共通義務確認訴訟においてどの辺りを認めていくのが適切なのかということについては、さらにいろいろと考えるべき事柄もあるだろうと思っておりますけれども、その際、一番やはり重要なのは、今日の資料ですと5ページのところで関係する意見として指摘されているところで、最終的に個々の消費者の被害回復が図られるということにどういう形で貢献できるかということが重要な視点になるだろうと、そこが出発点として忘れられてはならないということなのだろうと考えております。

そうした観点から見ましたときに、これから各論で様々な和解の内容が挙げられているわけですけれども、1つには当該和解の内容として個々の消費者の被害回復がどのような形で定められるのか、そのことが個々の消費者に与えていく影響というものをどう考えるのかという問題があろうかと思います。

それとともに、もう一つ、当該和解に乗ればこうなるというのが今、申し上げた問題だといいたしますと、個々の消費者の視点から見ますと、当該和解に乗らないという場合にどういうオプションが残されているのかということが問題となるところかと思います。この点については、もともと個々の消費者が訴えを提起するなどの手段を講じることが難しいという状況が前提になっているわけで、だからこそこの共通義務確認訴訟といった仕組みが設けられているということですけれども、そうしますと、ある和解をしたというときに、それが共通義務確認訴訟という手続の利用可能性についてどういう影響を与えるのかということが、1つ隠れた論点としてあるということなのかなと考えております。

この和解をしたときに、共通義務についてもちろん確定してその和解内容に

取り込めば、現行法の枠組みでいきますと、それが他の特定適格消費者団体にも効力が生じることとなり、その和解の内容で共通義務というものが確定されるということになるわけですので、その意味ではそういう和解もあり得るということですが、今日の資料ですと例えば7ページ、ほかのところにも挙げられていたかと思いますが、共通義務の存否について明らかにせずに制度に和解をするといった可能性も検討課題になっているところですけれども、その場合、その後、共通義務確認訴訟という手段で個々の消費者が救済されていくというルートがどうなるのか。

存否について明らかにすることがないというのは、表現はともかくとして、一種、訴訟物そのものについては取り下げるというような内容の和解ということになるのではないかと思いますけれども、その場合、再訴の可能性というものについて、併せてその不起訴の合意等をするということなのか、あるいはそうではないのか。あるいは、それが他の団体との関係でどういう影響を生じるのかということが法的な和解の効力の範囲という関係では問題となるかと思います。

ですので、法的に共通義務確認訴訟というルートが以後、断たれるという和解なのか、それは当該団体との関係でそうなのか、あるいは他の団体との関係でもそうなのかということがありますし、法的には断たれていないとしても、その団体は実際に提訴して争ってきた団体が和解をしたということであれば、事実上はもはやそういった道がなくなるということであれば、そのことを前提としてこうした和解の相当性ということを考えるということなのかなと思われまして、総論的にはそういった問題を考慮しつつ、各論的な個々の場面についてどういった和解を認めることが適當かというようなことを考えていくということなのかなと考えているところです。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

大高委員、お願いします。

○大高委員

ありがとうございます。

私のこの点に関する意見は第3回で述べたところと基本的に同じでありますて、今回の資料でも3ページの【関係する主な意見】の1つ目の○が基本的に私の意見かと思いますけれども、このとおりだと思っています。

具体的に言えば、和解に関するデフォルトルールを決めて、ああしろ、こうしろというよりは、最低限のしてはいけないことというものは決めておく必要があるかもしれませんけれども、それ以外については事案に応じた柔軟な解決ができるようにしておくことが基本的には望ましいのだろうと思っています。

ただ、一方で、和解の促進とか、若しくはこの後の議論にもなりますけれども、実効性の確保につながるような方策というか、メニューというのはいろいろ用意をしておいて、これを事案や、又はその必要性に応じて利用できるようにしておくということはいいことではないかと思っておりまして、この辺りの議論はしっかりやったほうがいいと思っています。

それで、先ほど垣内委員から御指摘いただいた点は非常によく理解できて、特に個々の和解からこぼれ落ちる人というのをどう考えていくかという視点は確かに無視してはいけない視点かなというふうに思いました。

ただ、それは言っても、やはり集合的に解決をしていくというふうに考えたときに、判決以外の手段で解決するのであれば、もちろん全額認容とかをするようなケースであればいいんですけども、そうではない一定の妥協の下で解決をしていくということであれば、やはり対象消費者100%が全員納得する内容で和解ができるとは限らないというのを前提として考えざるを得ないのかなと思っています。

ただ、そういう可能性があるからといって、和解の可能性というのを厳し目に考えていくというのはやはり適当ではないように思っていて、その意味では団体としては対象消費者の最大幸福を満たすんだというところですね。こういったところが重要になってくるのかなと、場合によってはこういうところを一つの団体の責務として確認をしていくということは基本としてあるのかもしれないとは思うところです。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

河野委員、お願いします。

○河野委員

ありがとうございます。

私は、大前提として、現在の非常に固定化された和解というところから一歩進んで、やはり柔軟な和解の道を開いていただきたいと思います。それで、この法律というか、この制度の目的は最終的に裁判で勝った、負けたとか、そういう

こと以上に、個々の消費者の利害回復が図られることという先ほどの垣内委員の目的を絶対に忘れてはいけないと、ここがやはり一番大事であって、そのためにはより効率的で合理的な手法が取られてもいいのではないかと考えました。

ただ、前々回でしたか、この話を皆さんで意見交換をされているときに専門家の先生方から3ページの一番下のパラグラフにあるような御意見があって、確かに「授權がない中で和解を柔軟化するとなると個々の消費者の意に反したり権利を制限するような和解にならないかが問題になる」というところ、これは本当に気をつけなければいけないというふうに思いつつ、ただ、ここを物すごく取り上げて配慮したとしても、どれだけの消費者がまず個別に対処できるのだろうということは疑問に思っています。

それで、消費者の一つ一つの案件に関しても、手を挙げる人は本当に氷山の一角だ。この情報がしっかりと管理されている場合以外は、手を挙げられる人というのは氷山の一角であって、他の手段とすると消費生活センターでのあっせんとか国民生活センターのADRとかですが、でも、それは本当に限られた人の解決にしかなりませんので、ぜひこの特例法の中で和解においては柔軟な道を開いていただければと思っております。

もう一つは、5ページで「検討のポイント」をたくさん書いてくださっていますけれども、これは先ほどの大高委員の御意見と私も同様でして、個々の事案というか、個々の案件ごとにその両者でしっかりと協議し、和解条項を一つ一つ決めていく、詰めていく。当然、その場には裁判所等の関与もあると思いますし、他の団体等の目というのも間違いなくあると思いますので、消費者の被害回復という本当の目的からずれたような和解というのが成立するとは思えませんので、その具体的な内容についてはしっかりと個別ごとに検討するという方向でいいのではないかと思っています。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。これは総論的なお話なので、今のお話からもかなり既に各論的なことも出ておりますので、これにつきましては各論の中でも総論的な柔軟化の点についても言及をいただくということで、それでは便宜、各論的なお話のほうに移りたいと思いますが、「検討事項②和解内容の実現に至るまでの手順」ということで、5ページにかなり多くの「検討のポイント」が挙げられておりまして、今、河野委員からも言及があったところでありますが、この辺りにつきまして御意見があればお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

木村委員、お願いします。

○木村委員

ありがとうございます。

すみませんが、総論のところで言い逃してしまった部分がございますので、それを含めてと思います。

○山本座長

お願いします。

○木村委員

総論のところなのですけれども、消費者から授権する前に和解を成立させるということにつきまして、事業者からすると和解に応じていただける消費者数がどれぐらいになるのかということですとか、和解金総額についても、明確な見通しが立たない中で和解を成立させる、和解を検討していくということになつていきますので、その検討にかなり困難を伴うだろうというような指摘が企業から多数寄せられております。

これも杞憂なのかもしれません、私どもとしてアメリカ型のクラスアクションというものについては支持をしていないわけですけれども、裁判における和解の柔軟化の議論というものが、この法律全体のオプトアウト方式につながるのではないかと、そういう意見があったことも紹介しておきます。また、和解金目的で濫訴がされるのではないかというような懸念がやはり一定程度ございましたことを申しております。

あとは「和解内容の実現に至るまでの手順」というところで幾つか意見が挙がっております。これに答えるモデルもないですし、単なる意見ではあるのですけれども、企業が和解を選ぶことについてのメリットとしては、一回的解決ができるのであればという話が結構ありました。企業からすると、一回的解決というものについてこの制度の意義があるのではないかという意見があります。和解に及ぶ既判力の範囲についても、例えばだけれども、全部の被害者に及べばぜひ使いたいというようなことを言うような企業もありました。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかに、この検討事項②の辺りはいかがでしょうか。

大高委員、お願いします。

○大高委員

ありがとうございます。

一般論として申し上げれば、こういう集団的に解決する、和解をする。集団的な解決の和解をするという場合は、ここに挙がっている「検討のポイント」のような事項をきちんと決めておかないと、きちんとした被害回復ができないということになりますので、これをきちんと決めておくことが重要だということは一般論でそうだとは思います。

実際にアメリカのクラスアクション、これはオプトアウトなので日本とは違うところがありますけれども、オプトアウトの下での和解であってもアメリカのクラスアクションだとかなり詳細に和解条項が決められるのが通常かと理解をしています。

例えば、どういった要件で被害回復するか、その手続ですね。届出の方法、またその認定の方法、争いがあった場合にどう処理するかといったことまで含めて事細かに、いわば契約のように決めて和解をするというのが通常の実務ではないかと私は理解をしているわけですけれども、どの程度までやるかは別にして、やはりきちんと決めておいたほうが異議が少なくて済む。また、被害回復の実効性が上がるということだろうとは思います。

ただ、具体的な事案でどういうやり方がいいのかというのはまさしく事案によるとしか言いようがないように思っておりまして、そういうところについては先ほども総論の意見と重なりますけれども、デフォルトルールというものをあらかじめ決めるというのはもとより難しいですし、適切性もないと思います。

ただ、一方で、さりとて何も目安がないというのではかえってみんな森の中をさまようということになりかねませんので、非拘束的なガイドのようなものがあらかじめ決めておく、示しておくというのは、それはそれで意味があるのだろうと思っています。

そういう意味で、例えばガイドライン等で基本的なところだけは法律に書くにしても、詳細な指針的なところについてはガイドラインなりに委ねるというような仕切りはあり得るのかなと思います。

①と②は、以上で終わります。ありがとうございます。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

垣内委員、お願いします。

○垣内委員

どうもありがとうございます。

手順については、いろいろと考えるべき問題が細かく見ればたくさんあるということかと思いますので、なかなか難しい話かなと思っておりますけれども、基本的な考え方としては先ほど大高委員が言られたようなことになるのかなと考えております。これは和解ということですので、基本的には和解の内容として様々なことを決めることができるということが出発点なんだろうと思われます。

その上で、この「検討のポイント」で5つの●がついているわけですけれども、最後の2段階目の手続として簡易確定手続みたいなものを和解のときでも適用するという場合はともかくとして、そうでない場合にはこれは基本的に被告、事業者か、あるいは原告団体が主体となって必要な措置を講じていくということになるのだろうと思われまして、それについて両者の間でどういう役割分担をするのかということを事案に応じて決めていくということになるのではないかと思います。

その際、しかし、全て一からの交渉ということではなかなか論点が非常に多岐にわたることになって合意のコストが高いというようなことであるとしますと、デフォルトルールを定めておくということは理屈としてはあり得る話なんだろうと思われますけれども、法律でそれを定めておく。デフォルトルールと申しましても、実態的な内容まで定めるということも考えられますし、あるいはこれこれこういう項目について定めておくようにということを何か法律で指導的に書いておくということも入るかもしれません、法律に書くということを考えられますけれども、それもなかなか法律では硬直的であるということであれば、先ほど大高委員が言われたように、これは和解の問題ですので、そこは拘束力のない形でのガイドライン等で争点に遺漏が生じないようなことで配慮していく这样一个やり方もあり得るのだろうと思います。

この辺りは、特定適格消費者団体の方の実情等も伺って、どういう形がやりやすいのかということも参考にさせていただけないとよいのではないかという感じもするところです。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

この問題もどういう和解、具体的にこうすることが考えられるのかという辺りとも密接に関係しますので、次の検討事項の③ですね。具体的な和解の内容

の話です。ここでは、（第三者に金銭を支払う和解）（総額和解）（守秘義務条項）といったような具体的なこういうことがあり得るのかということかと思いますけれども、こういう具体的な和解の内容についての指摘がされているわけであります。もちろんこれ以外のものもあるうかと思いますけれども、この和解内容の在り方につきまして、これはどの点でも結構ですので御意見、あるいは御質問等をいただければと思います。

大屋委員、お願ひします。

○大屋委員

大屋でございます。

まず、総論的な立場については、私もできる限り柔軟な対応を図ったほうがいいとは思っているのですけれども、特に第三者に金銭を払う和解のようなものについて、やはり事前に授権を受けていない場合にこのようなものをどこまで認めるかということが若干気にはかかります。

和解自体もそうなんですけれども、和解の内容について他の適格消費者団体も含めてその公正さを保っているということで、例えば拘束力については、一旦ある適格消費者団体が和解したらほかの消費者団体が提訴することもできないというような形で拘束することはあり得ると思うのですけれども、個々の消費者について言うと、そのようなシステムもないわけですから、やはり和解の拘束力というのが生じるのはせいぜい消費者団体までで、個々の消費者が不満だからといって出訴することについては妨げ得ないのでないかという気がする。

だから、これは木村委員が企業側の懸念であるとおっしゃっていたことだと思うところであり、それに対して河野委員がおっしゃったように、とはいえ、そこで出訴するのは消費者にとって非常にバリアが高いので、そもそも起きないだろうというぐらいのことでいいと言えるのかどうかという辺りがちょっと疑問になるのかなというふうには思いました。

もう一つは、この和解内容の話についてというか、支払いの方法とも関わってくるんですが、そもそも和解じゃなくて通常の場合の執行方法をどのようにするかという問題と結構密接な関係があるようには思っております。

つまり、通常の訴訟におけるように言っても私はよく知らないんですけれども、事業者としては代理人である弁護士事務所の代わりに、この場合は適格消費者団体に総額をどかんと払い、そこから適格消費者団体が報酬分を控除して個々の消費者に支払うという形が本来だとすると、そのような形で通常執行するんだとすれば、例えば第三者に金銭を支払う和解をしたところで、実現費用のところでは事業者にとってメリットはないということになろうかと思います。

他方、交渉中の取りっぱぐれがないようにするのをどうするかというのは大変だと思うんですけども、事業者に支払い責任を負わせる。事業者が個々の消費者に個別に連絡をしてお金を払わなければいけないというのが通常の執行方法だとすると、第三者にどかんとお金を払えば1回払って終わりにできるというのは非常に手続上のメリットが大きいだろうと思います。

これについては、もともとの制度をどういうふうに想定するのかという話が大きく関わってくるのではないかというふうには思いました。

とりあえず、以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、大高委員お願いします。

○大高委員

ありがとうございます。

まずこの3つに関して全体的な話で、先ほどの木村委員の問題意識に対する回答にもなる、私なりの意見になるのかもしれませんけれども、基本的にその和解の内容で、和解によって、先ほどの大屋委員の議論にも重なりますが、恐らく今の特例法のオプトインを前提としたスキームであれば、個々の消費者の権利を拘束するような和解というのはなかなか難しいんだろうというのが立てつけになりますので、個別和解をしたとしてもその個別訴訟を必ずしも遮断はできないというのが論理的な帰結かとは思っています。

そういう意味で、一回的解決は難しいじゃないかというのはあるわけですが、ただ、一方で実際の問題として、河野委員のように単純にその訴えを起こしにくいですよねという問題だけではなくて、第3回のところで申し上げましたが、適切な内容の和解がなされていれば、当然に合理的な消費者であればあえて壁の高い個別訴訟よりも和解のスキームに乗るということを通常は選択するわけですから、個別訴訟の可能性というのはあくまでも理論的な可能性にとどまるというふうに考えられるわけで、おのずとそういう意味では内容の適正性というものがむしろ重要になってくるのかなというふうには思っております。

検討事項の③のそれぞれ3つの例について個別に申し上げていきますと、基金のような第三者の寄附というのも、これによって個別の権利が何ら影響を受けないというのはそうなるのかなと思うのですけれども、では、そうすると事業者にメリットがあるのかということについては、確かに一般的にはそう見えていないことが多いのかもしれません、一定の場合にはあるのだろうと思

っています。

1つは、事業者のほうがレビューテーション回復のために不当な利益を保持しておきたくないというところはむしろ積極的に吐き出したいんだ。ただ、個別の分配が難しいというときに基金に寄附をして解決したいというような場合、これはなくはないんだろうと思います。

また、2つ目の例として挙がった（総額和解）ですね。総額和解で主にこここの資料で念頭に置かれているのは、金額が足りない場合というのが想定されているように思うんです。要するに、届出金額のほうが多くて案分弁済のような形でカットしないといけないという場合を想定していると思うんですけれども、逆に思いのほか届出が少なくてお金が余るという事態も当然あり得ると思うんですね。その余ったお金をもちろん事業者に戻すというのも一つの解決ですけれども、そういうもののについて事業者に戻してしまうのではなくて、第三者に寄附をして最終的には解決するというようなこともあり得るのではないかと思いますので、このような解決がいいんだというのではなくて、あくまでもオプションとして基金への寄附というようなものも許容するというのはあっていいんじゃないかな。その点では今、法の第83条第3項で縛りがありますから、そういうものを緩めていくというのはあっていいんじゃないかなと思います。

総額和解に関しては事業者側のメリットですけれども、これは和解に参加してもらうときに当然不足することがあるよということをきちんと理解して入ってもらって、かつ、その不足した分については放棄をしてもらうことが和解の条件ですよというようなことをきちんと説明した上で入ってもらうとなれば、事業者としてもある程度のリスクコントロールができる和解になると思いますので、やり方によっては十分に相互にメリットになる和解になるのかなと思っています。

ただ、一方で申し上げたように、「検討のポイント」の3つ目のポツにありますとおり、個々の支払い額が必ずしも最初の段階では確定しないという問題がありますから、その点に対するきちんとした情報提供をして理解を得て、納得の上で和解に参加してもらうというのは必要不可欠かと思います。

3つ目の（守秘義務条項）については事業者側の委員の方に御質問したいと思っているんですけども、確かに一般論として事業者側が個別に起こされる消費者事件でたまにそういう守秘義務条項を希望される例があるというのは理解をしているんですけども、これは具体的にはどういったところからこういった守秘義務条項というものをつけることを望んでいらっしゃることが多いのか。その具体的なニーズの背景ですね。こういったものを具体的にお伺いしたほうが、より適切な議論ができるように思いますので、これはできれば教えていただければと思います。

すみません、長くなりました。

○山本座長

ありがとうございました。最後の点は事業者側への御質問であったかと思いますが、後で事業者側から御発言いただく際にお気づきの点を御指摘いただければと思います。

それでは、続いて沖野委員お願いします。

○沖野座長代理

ありがとうございます。

まず第三者への寄附の点なんですけれども、これがどういう趣旨の寄附であるのかということで、個々の消費者の権利をそれで失わせるということはおよそもちろんできないわけで、個々の消費者の権利行使があったときは、それは別として、しかし、レビューションという観点から、このように寄附をするので個々の権利行使があったらそれは別です。しかし、現実には個別の権利行使は多分ないという予想の下ですということであれば、個々の権利行使はもうそれとは別ということになります。

それに対して、現実には個々の権利行使が期待できないから、個々の権利行使に代わるというか、それへの対応も含めて寄附をしますということだとしますと、本来は個々の権利行使はそちらで受けてもらう。受けてもらうというのは、完全な個々の権利行使ではなくて、仮にこのままこの手続で進んだならば消費者が入ってきたであろう分についてはそれで受けてもらうというような意味合いであるのではないかということで、その意味合いにもよって違ってくると思うんですけれども、これでとりあえずこの訴訟に乗りそうな権利行使については、それがあればもうこれで対応する趣旨なんだということだとすると、実は総額の支払いと似たようなところになってきて、しかもその総額の支払いだけれども想定したよりもはるかに権利行使が少なかったというようなときに、その余剰分をほかに払っておくというようなタイプと似たようなことになってくるのかなと思われます。

そうしたときに、消費者の個別のというか、この手続を使った権利行使は、現実ではないけれども、それを想定しての支払いですということだとすると、そのための補償措置、消費者の権利自体を失権させることはできないんすけれども、他方で消費者団体が始めた手続において、それによって救済の機会を得られるはずであった、それ自体も奪うことになりかねませんので、再度この手続は利用できないとなると、その分の補償措置を設けなくていいのかということも気になります。

そうだとしますと、場面は全然違うんですけれども、例えば振り込め詐欺救済法ですと、最終的には金融機関から預金保険機構に支払われて、預金保険機構のほうで犯罪被害の防止のために使うことになっていますが、一部はやむを得ない事由があって連絡ができず失権してしまった預金口座の名義人が権利行使を後ほどしてくるというときに備えて一部取り置くというようなものがありますので、例えばそういう考えを入れてくるということもあり得るかと思います。

すなわち、現実には権利行使は想定できないということだけれども、ある程度の分は、仮にあったとしたらこのぐらいは可能性として置いておいて、その他の分はもう払い出してしまって残りの部分は例えば時効期間が満了したとか、あるいはもし手続が進んでいたならば予定された届出の期間が満了したとか、そういうときには払い出しをするとか、何かそういう組合せのようなことは考えられるのかもしれませんと思いました。

それから、総額方式については、総額を出すからには算定の根拠があるはずで、大体1人当たりこのぐらいでというようなことを想定して何人ぐらいであるという想定であるとすると、消費者への情報提供もそれをベースにできるのではないか。これくらいのベースで考えていますので、最大1人当たり幾らとか、最大というか、届出の数によりますから、想定される最大人数できた場合には1人当たりこのぐらいの配分になります。それで、あの配分はそれをベースにやって、残りがあったらそれは残余として扱うのか、それとも届出者が少なかつたらもう頭割りで割ってしまうのかとか、その辺りの分配方法の仕方もありますし、組合せもあるかと思います。その範囲を決めるとか、分配の方法次第でもありますが、そういうことを消費者に情報提供するということは考えられるのではないかと思いました。

それから、守秘条項についてなのですけれども、守秘条項といいましても、今の8ページのスライドで、「団体による通知・広告」や「事業者による公表」というのは、基本的には個々の消費者に対する権利行使の機会ということではないかと思いますので、もしそういう趣旨だとすると、その部分については個別に事業者のほうで消費者を把握していて、そちらは通知ができるので、あえて公表等をする必要がない。該当する消費者に対してはこういう権利行使ができますが、どうしますかという機会を与えれば十分である。

一方、他の団体への通知とか、内閣総理大臣への報告というのは内容の適正化確保の点ですので、ここは省略はできないのではないかと考えられるところで、「内閣総理大臣による公表」というのは、これ自体は詳細を、和解条項を全て公表するということである必要はなくて、和解がされました。個別の消費者については事業者のほうからこうされますとか、そのくらいのことがあ

ればいいのではないかと思われるところです。

こういう理解でもよろしいかということで、仮にそういう理解だったときに事業者としてその範囲での対応であれば、なお口外禁止や秘匿条項を設けるということは十分考えられるというか、そのくらいで大丈夫だということになるのかどうかということが少し情報提供いただければと思うところです。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、垣内委員お願いします。

○垣内委員

垣内でございます。

まず1つ目の（第三者に金銭を支払う和解）に関してですけれども、これも実質的にどういう趣旨のものであるのかというのはいろいろな場合があり得るのではないかという沖野委員からの御指摘もありましたが、そこはそうであるとして、差し当たりは個別の消費者への支払いは行わないという前提の和解であるというように理解をしたらというふうにいたしますと、これが全ての場合に無条件に認められてよいのかどうかというと、それは若干の疑問があるようと思われます。これは、和解しても消費者は拘束されないというのがもちろん大前提ではありますけれども、しかし、消費者は個々に権利行使するということが実際に難しいという大前提がある中で、消費者には支払わないという形の和解が常に許されるというわけではないように思われるところです。

そうしますと、一定の場合にはということで、【関係する主な意見】でも対象消費者への被害回復は現実にはかなわないという場面というのが挙げられているということで、これが具体的にどういう場面を指しているのかということも少し明らかにしていく必要があるかもしれません、そういう場合があるのだとなれば、それはあり得るということではないかとは思います。

そうした一定の条件の下で許されると仮に考えたときに、それを例えれば法律等で規定する必要があるということなのか、それともこれは最後のお話にも関係しますけれども、一般的な和解内容の適正性確保のための仕組みが踏まれることによって十分に適切な限度でこういった和解がされるということになるのかということ、その適正性確保の措置としてどの程度の手段があればどの程度実効性があるのかということとの見合いで決まってくる問題なのかなと思います。

また、和解を柔軟化するというときに、個別にこういうものは認めていくと

いうアプローチを取るということなのか、それとも一般的に和解の内容には全く制限がないという形にしていくということなのかによっても変わってくるということで、その辺りは全体の方向としてどういうことを考えていくのかということにも密接に関わる話なのかというふうに思います。

それから、次の（総額和解）です。これは冒頭に総論のところで発言しました点に関係いたしますけれども、法的にはこういうものが認められるというときに、その効果がどういうものなのかということを少し整理する必要があるような感じがしております。「共通義務の存否について明らかにすることなく」ということで、それが共通義務確認訴訟については取り下げる趣旨を含んでいるとということだとすると、再訴についてはどうするということなのか。不起訴の合意をつけるということがあるのか、ないのか。仮にあるとして、それが他の特定適格消費者団体にこの種の和解の効果が及ぶのかどうか。その点について、及ぶ場合もあれば及ばない場合もある。それは和解内容で決まるという話なのか、それとも現在共通義務を内容とする一般的な現行法で認められている和解については及ぶということで、その規律がそのまま及んでくるということだとしますと、結局、共通義務確認訴訟はもう提起できないという点では共通義務を否定した和解と同じような意味を持つことになるのかどうか。

その辺りについて少し整理が必要で、全部認めるということなのか、こういうことになるという前提でそれを認めるということなのか、検討する必要があるのかなという気がしております。この辺りは、一回的解決というものがメリットであろうといったときに、一回的解決がどういうものとしてこの種の和解で実現されるのかという問題にも関わるところかと思います。

それから、最後の守秘義務の関係ですけれども、資料の8ページで関係する規律、現行法の規定が挙げられているところですが、これらのうち上の2つにつきましては簡易確定決定手続の開始についてのものですので、そうした手続が開始されたことを前提として、その手続における関与の機会を消費者等に与えるという趣旨だろうと思います。

それで、もし簡易確定決定手続をしないという和解ができると考えた場合には、あの2つが主として問題になってくるということかと思われますけれども、沖野委員からも御指摘がありましたように、これは後の適正性確保の問題とも関係しますが、他の団体への通知等については、これは基本的にはやはり問題なのではないかと思います。

それを超えて、これが「検討のポイント」でも掲げられている問題ですけれども、公告・公表をしないとか、通知はする。団体の通知等はするけれども、公告・公表をしないというのが可能かどうかということが問題となりますが、公告・公表の趣旨が何かということを考えますと、1つには救済を受けるべき個々の

消費者への告知という意味があるとともに、さらに進んで将来の同種被害の防止でありますとか、あるいはより一般的にこの共通義務確認訴訟の手続の透明性や一般的な適正性の担保として公告・公表ということもあるのだろうと思います。

そのうち、個々の消費者への告知という点で申しますと、これは和解内容として消費者に対する支払いを行いますというものであれば、何らかの形で個々の消費者に対してそれが知らされる必要があるということになりますので、その手段として公告・公表ということは一つ考えられるわけですが、これが事業者のはうで把握していて直接通知ができるというような条件があるのであれば、その意味での公表というものは不要だとする余地があるのではないかと思います。

ただ、逆に申しますと、そういう別途の周知の手段が想定できないような事例では、やはり公告・公表といった手段が残らざるを得ないのではないかとも思われるところです。

他方で、個々の消費者に支払わないタイプ、最初の類型でありました第三者に支払うのみにするであるとか、その種の和解を想定したといたしますと、その場合には消費者が和解に乗ってくるという機会を保障するという意味での公告・公表は必要ないということにはなりますが、逆にこの消費者団体がそういう和解をしているということを個々の消費者に知らせる必要が適正性確保という観点からないかどうかというところは少し気になるところでありますて、その辺りの点も踏まえて引き続き検討する必要があるのかなというふうに私自身は考えているところです。

長くなりまして恐縮ですが、以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

河野委員、お願いします。

○河野委員

まず検討事項の③番なのですが、(第三者に金銭を支払う和解)です。私は今、所属しているところが消費者スマイル基金というところですので、これを検討いただけるというのは、とても希望を持って、これに臨みたいと思っているのですけれども、やはりこの制度の一番の目的は、一人では解決に至らない、被害救済に至らない消費者に対して、集団で取り組むことによってしっかりと個人にも恩恵があるという制度ですから、この第三者に金銭を支払う和解というの

が一つ独立してこれがありかないかというところよりは、例えばその次にある（総額和解）等の中で、総額で和解しました。一人一人の方には、様々な経費を除いてこれだけお返しできます。それを自分が現金で受け取るのか、それとも例えば信用できる第三者、どこかの基金等に寄附を行うか。そういう選択を消費者のほうに持たせるような仕組みづくりが重要ではないかと思っていまして、例えば一人一人に1,000円とか、それ以下の返済額になってしまったときに、これは受け取らないで将来の消費者被害全体の解決のためのファンドのほうに自分は寄附してもいいよという考え方のほうが分かりやすいのではないかと思いました。

それから、和解内容の（守秘義務条項）なのですけれども、この制度全体を考えると、そもそもオプトインですから、どこかで情報提供はしないといけない。しかも、個別の事業者名を出して、この事業者さんとの間であなたは消費者トラブルを抱えていますよねというところをまずは明らかにしないといけないので、先ほど大高委員もおっしゃっていましたけれども、ここで望む守秘義務というのはどのレベルでのものなのかというのをやはり知りたいと思いました。

例えば、今はSNSの時代ですから、個々に被害調査に参加した消費者がネット上で物すごくバズるというか、盛り上がりてしまって、自分たちの意図しないところで情報が行き交ってしまうようなことを禁止するというのであれば、この口外禁止とか秘匿条項も生きてくると思うのですけれども、そもそも消費者の被害回復を図るために情報提供と参加というのが不可欠な仕組みですから、その辺りはどのレベルを望んでいらっしゃるのかというところを伺いたいと思いました。

それで、最後に総論のところでちょっと言い忘れたのですけれども、やはり事業者さんにとってみると早期解決、どちらかというと真っ当な事業者さんにとってみると早期和解によってレピュテーションのリスクというのを回避するということが企業としての価値を向上させるということに間違いなくつながると思いますので、ぜひ上手な制度設計をしていただきて、時間的、それから労力的な軽減を図っていただきたいと思います。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

木村委員、お願いします。

○木村委員

各論で、まず（第三者に金銭を支払う和解）についてでございますけれども、特定適格団体は授権がないとはいえども、いわば消費者の代理的な立場で事業者と交渉するということになるのだと思います。授権なき代理人という言葉は不適切かもしれませんけれども、そういった立場にある団体が自分自身にお金が入ってくる和解をするということは、自分の団体の運営資金に使うことができてしまう可能性が高いということになります。そうしますと、そこにある種の利益相反があるということ、その観点から正直、違和感があるというところです。

（総額和解）につきましては、支払い総額を確定できるということにつきましては事業者側にメリットがあるということは言えると思いますが、そうはいつても和解に応じない消費者が訴訟を提起できるか、これも排除することはできないわけです。そうすると、結局のところは一回的解決という観点とか、今後の和解の後に出てくるお金の問題ですとか、時間的コストの観点からいうとあまりメリットがないことがありますので、ほぼ全ての消費者がこの中に入ってくるというときだけ意味がある制度になるのかなと考えます。

それから、先ほど来から御議論の（守秘義務条項）の口外禁止条項等の和解についてでございます。内容が公開されないようにしたいというのがどういうレベルなのかという疑問をいただきしております、こちらは追って調べてみたいと考えておりますけれども、通知のみを可能にしつつ公告・公表をしないといったことがどのような場合に可能かという問題提起があって、今まで垣内先生や沖野先生から御指摘があったとおり、例えばですけれども、内閣総理大臣への報告とかも省くことはできないとか、そういうことは理解できるかなと考えます。

その上で、なお通知のみで大丈夫にしてほしいという場合ですけれども、ここは事業者側において対象消費者の範囲が特定できている。それで、その範囲について団体と事業者の間で争いはないという場合に限って和解内容の公告・公表をしないということで済ませるという制度としてはどうかと考えています。

裁判上の和解ですと、訴訟記録につづられている和解調書というものは誰でも閲覧はできるというところもございますので、その辺への配慮も必要でございます。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

大高委員、お願ひします。

○大高委員

木村委員、ありがとうございました。

木村委員に今の御発言の趣旨を確認させていただければと思うのですけれども、先ほど通知・公告を除外できるケースとして事業者が対象消費者の範囲を把握している場合というお話がありましたが、それは趣旨としては個々の対象消費者の一人一人をほぼ把握をしていて、個別にアプローチができるというようなケースを念頭に置かれているのか、それとも単純に定義としては明確にできるというレベルの話なのか。そこはちょっと今後の議論にも関わりますので、趣旨を確認させていただければと思います。

○山本座長

木村委員、お願いいいたします。

○木村委員

今の大高委員の質問ですけれども、前者ですね。要は、連絡可能だろうというところまで含まれています。もちろん、連絡可能だと事業者は思っているけれども、その後、その消費者が転居等で連絡できなくなった場合はどうするのかという問題は個々には起こり得ますが、基本的には事業者側において対象となる消費者が特定できており、かつ、連絡先もある程度、何らかの方法で連絡できるということが分かっているということを想定してございます。

○山本座長

ありがとうございました。

大高委員、よろしいですか。

○大高委員

ありがとうございます。よく分かりました。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この資料の最後のところですが、検討事項④の適正性確保の問題と、⑤の実効性確保の問題、これについては一括して御議論をいただければと考えております。10ページ、11ページの辺りですが、御発言いただければと思います。

大高委員。

○大高委員

ありがとうございます。

まず適正性の確保ですけれども、先ほどから申し上げているとおりオプション方式での和解になりますので、やはり適正性の確保というのは非常に大事だと思っております。適正な和解でなければ当然、個別訴訟というものを実務的にまとめていくことは難しくなりますので、そういう意味でも非常に重要なだなと思っています。

ただ、一方で、では適正性の確保で今ある仕組み以上に何かやらなければいけないかとなると、それはそこまで要らないんじゃないかというのは私が前々回申し上げたとおりでございまして、そういうふうに思っております。

というのは、今おっしゃるように、結局、事業者側からすれば不十分な和解をやって個別訴訟を提起されるような状態になってしまえば何のために和解したのか分からぬわけですから、事業者側が和解に応じる場合というのは、一応それである程度のリスクマネジメントができるであろうと、見て和解に応じるわけですので、そういう意味でもあるべきところを目指すだろうと思います。

また、適格消費者団体も他の団体でありますとか、若しくは消費者庁の監督のお互いの監視の目があるわけで、双方、おのずとあるべきところを目指していくことになると思っておりますので、ちょっと楽観的過ぎるんじゃないのという意見もあるかもしれませんけれども、基本的にはそういう形であまり現状以上に厳しいものを入れる必要はないと思っています。

ただ、団体の一般的な責務として、私も総論のところで申し上げたような対象消費者にとっての最大多数と最大幸福を目指さなければいけないというような理念的な規定を入れることまではあり得るのかなとは思っているところです。

次に実効性確保のほうですが、これもまたその和解をワークさせていくためには非常に重要な点だと思っていまして、その実効性を欠く和解というのは被害回復にとって何の意味もないということになりますので、大変大事な視点だというふうに思っています。

ただ、私は執行法はあまり専門的に勉強したわけではないので素人的な意見になってしまふんですけれども、やはりオプトアウト方式でもなくて、また個々の消費者からも授権を受けていないという段階ですので、そういう中で出された和解というものを今ある強制執行の仕組みに乗せていくというのは、なかなか直觀としては難しいところがあるのかなと思っていて、そこら辺は学者の先生方にお知恵をいただきたいと思っていますが、なかなか難しいと思っています。

この点に関して確たる意見はまだないんですけれども、幾つかアイデア的に思っているところを2、3御紹介したいと思います。

まず1つは、そもそも団体において執行が可能なように和解条項そのものを仕組んでいくという方向性はあるのかなと思っています。例えば総額和解のようなケースで、まず団体にお金を払ってもらうようにするということですね。団体が一旦お金を受け取る権利を設定して、それに基づいて執行が可能なようにしておくという手はあるのかなと思います。

それで、この考え方の延長線上になりますけれども、その和解条項が守られないときに現在の適格消費者団体の差止め請求において違約罰みたいなものを取り取ることができる。それを許容するという規定がございますけれども、これに近い規定を導入して間接的に和解条項の遵守を求めていくという方法もあると思います。

さらに3つ目のアイデアとしては、例えばその和解に基づく第2段階の申立てというのを少し今よりも柔軟に認めて、事業者が和解を履行しないときはその時点で第2段階の申立てができるようになるとか、若しくは、一旦、第2段階の申立てだけはしておいて手続をペンドィングにしておいて、事業者が和解条項を履行しない場合は手続を進行させていくというような方法ができるようになりますとか、そういう方法もあるのかなと思います。

いずれにせよ、実効性確保の方策というのは、これがあればいいというものではないと思っていまして、幾つかメニューを用意しておいて事案に応じて適切な方法を組み合わせたり、又は対応できるようにしていくというのがいいんじゃないかなと思っております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

垣内委員、お願いします。

○垣内委員

まず、「和解の適正性確保」は非常に重要な要請だというふうに思いますけれども、和解が適正でない場合というのはどういう場合かというふうに考えますと、一方では一方当事者である企業の側が不当に害されるような和解というもの、他方では団体の側ということは、ひいては個々の消費者の側で不利益を被るような和解という、この2つが考えられるのだろうというように思います。

その前者につきましては、基本的には企業、事業者のほうで適切な判断をさ

れて同意した和解であれば、通常、意思表示の瑕疵等がない限りは問題がないだろうというように考えている点もありまして、問題は現行法もそういう前提だと思いますけれども、消費者が害されることがないかというところだろうと思います。

その点については、現行法で一定の仕組みを整えているところで、先ほど大高委員の御発言にもありましたけれども、なかなか仕組みとしてこれに加えて何かというものは今のところ考えにくいのかなというように思われます。

これは別のところで出てきたお話ですけれども、和解内容の類型ごとにガイドラインとか、そういったもので、こういう和解がこういう場合には適切ではないかといったような指針を示していくことによって、間接的な形で個々の和解の適正性を確保するといったようなことは考えられるかもしれませんけれども、基本的な仕組みとしては他の団体あるいは行政による監督ということが最も有効ではないかというように今のところ考えております。

また、実効性の確保につきましては、和解ということでありますので、強制執行というようなことでなくきちんと実現されることが理想ではあるだろうと思いますけれども、しかし、常にそういうように物事がうまくいくとも限りませんので、場合によっては強制執行ということも考えておかなければいけない課題だろうと思います。

「整理のイメージ」ということで11ページで挙げていただいておりますけれども、どういう和解が認められるのかということによりましてその内容の実現の方法も様々変わってくるということですので、なかなかここで論じることが難しい。いろいろ整理は必要だろうということは分かるんですけども、個々のものについてさらに立ち入って検討するのが現段階では難しいような感じもいたしますが、一般的には消費者自身が自分の権利として強制執行していくということは、事実上、これは訴訟の場合と同様に個別には難しい場合が多いのではないかと思われます。

数千円とか数万円とかといった権利について、個々の消費者が自分で強制執行をかけていくと、恐らく和解自身は団体が当事者となっておりますので承継執行文であるとか条件成就執行文であるとか、そういった執行文の付与を受けて等々ということが考えられるかもしれませんけれども、個々の消費者の権利の債務名義上の特定の問題もありますし、いろいろと実際には課題が多い、考えるべきことが多いのかなと思います。

そうなりますと、団体が強制執行するというほうが現実的には考えやすい話のように思われますけれども、その場合、権利としては団体の権利ということなのか、消費者の権利ということなのかということもありますし、さらに問題を複雑化させるばかりで恐縮ですけれども、団体の権利であるとしても給付の

相手方が団体そのものなのか、それともその団体の権利として第三者に扱えという権利ということも論理的には考えられるかと思いますので、こうしたものも考えられるのか。和解の内容が多様であるということに応じていろいろな課題があるということで、ここは引き続き検討ということなのかなと考えております。

中途半端な意見で恐縮ですけれども、以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

後藤委員、お願いします。

○後藤委員

ありがとうございます。

全般的な話で恐縮なのですが、和解についてはやはり団体とその被害消費者のコンセンサスをどうやって作っていくのか、その手法の検討がまず一番大事ではないかと考えます。その団体と被害消費者のコンセンサスが適切に確保されないと、和解の適正化の確保というのも恐らく全然叶わないのだろうと思われます。

それで、そのコンセンサスをどういうふうに形成していくのか。その手段を具体的に検討していただき、それにより適格消費者団体と被害消費者の合意形成が適切に確保できてくれる、その後の和解についての対応というのは、事業者側としてはある程度、形が見えやすくなります。

ただ、今の状況ですと、団体と被害消費者との合意形成ができていない中で、仮に一旦和解できたと事業者側が信じても、また新たな消費者訴訟が起きてきかねず、本当にそれで効率的になるのか疑問をもっておりまます。また、実際の裁判事例が現状で非常に少ない上に、なおかつその和解で時間短縮を求めるといつても、訴訟自体が1年程度で結審をしているということから考えますと、時間短縮のメリットを一体どういうふうに見出していくのか、または理解するのか、そういうところを少し議論したほうがいいのではないかと思っております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ございませんか。

それでは、おおむね御意見は出尽くしたように拝見をいたしました。本日は

若干、私のほうで不適切な部分もあるかもしれません、まとめさせていただくとすれば、共通義務確認訴訟における和解について、より柔軟な方途を認めるということについては、基本的にはそれが個々の消費者の救済の実効性につながるとすれば望ましいという御意見が複数あったように思われます。

ただ、注意すべき点として、その和解からこぼれ落ちる消費者についてどのように対応するのかとか、あるいはその共通義務というものを直接対象としないということになるとすれば、その点について他の消費者団体を含めてどういうふうに考えるのか、不起訴の合意というようなお話を出ましたけれども、そういったところをどういうふうに考えるのかといったような課題の御指摘もありました。

他方、事業者側の視点として、こういう和解を柔軟化することのメリット、デメリットについての御意見もあったように思います。

デメリットの指摘としては、こういう授権を得ずに消費者団体が和解するということに対して、事業者側がそれを検討するということはなかなか困難を伴うのではないか。あるいは、この和解を容易に認めるということは濫訴を招くおそれはないかといったようなことも指摘されました。

他方、もしこの和解で一回的な解決というものが図られるとすれば、そのメリットは大きいという御指摘もあったところであります。これは、この一回的解決が何を意味するかということで、なかなか難しい。少なくとも、団体が和解をすることによって個々の消費者が出訴できなくなるということを全面的に認めるということは難しいであろうという点についてはコンセンサスがあったかと思います。

ただ、和解内容が適切なものであるとすれば、実際には多くの消費者がそれを選択して、事実上、一体的な解決というのが図られるのではないかという御指摘もありましたし、早期の解決それ自体が事業者のレビューテーションを回復するという意味でのメリットというのも大きいのではないかというような御指摘もあったように思います。

それから、和解内容の実現の点については、やはり和解は非常に多様なものなので、なかなかそれを固定的に規定するというのは一方では難しい。他方では、やはりこの点は非常に重要なので、クラスアクション等を見てもこれはかなり詳細に本来取り決める必要があるということについても御意見の一致はあったように思います。

ただ、法制度上それをどういうふうに表すかということについて、法律に一定のデフォルトルール的なものを規定する。例えば、少なくともこういった事項については定めなければならないという項目レベルでもって規定を置いていく。私の理解では、諸外国ではそういうものがあるのではないかと思いますが、

そういういたような規定を置くとか、そういうデフォルトルールが難しいとすれば非拘束的なガイドラインのようなものを設けて、そこで望ましい和解みたいなものについて和解条項みたいなものを掲げるにとどめるというような御意見、アイデアもあったかと思います。

それから、和解内容についてはいろいろな御指摘がありました、第三者に寄附する和解について、これは私の認識ではイメージが委員の間で少し違うところがあったと思いますが、消費者にはそもそも支払わず第三者基金的なものにだけ支払うというような和解、これはやはり無条件に認めるのはなかなか難しいだろう。それをどういう場合に認めるのかというような規律が何らか必要ではないかというような御指摘もあったように思います。

他方では、一応原則は消費者に支払うんだけれども、余りが出たような場合は寄附するとか、あるいはその消費者の選択によって、少額の場合については寄附をするというような一種のオプション的な形で第三者に寄附するというような和解、これはあり得るのではないか。これは、比較的好意的な御意見が多かったように認識をしました。

また、総額和解については、特に総額で支払って、それで足りなかつた場合には消費者に対して分割弁済みたいな形、消費者に対する一部免除みたいな感じになるということだと思いますけれども、消費者が残部について放棄することを参加の要件にして和解を行うということもあり得るのではないか。そうだとすれば、事業者側が一定のリスクコントロールを図れる。事業者側にも、このメリットというのもあり得る和解になるのではないかという御指摘であったように思います。

それから、守秘義務についてはどういうような場面が考えられるのかという御指摘があつて、恐らくコンセンサスがあったのは木村委員が御指摘になつていましたが、事業者がその対象消費者の範囲をほぼ完全に把握をしていて、団体との間でも争いはないというような場合に、事業者が個別にその消費者に対して弁済をしていく。一般的な形でそれを公表・公告等は行わずに弁済していくというのはあり得るのではないか。

ただ、他方で他の消費者団体への通知、あるいは省庁への報告等については、これはなかなか省略することは難しいのではないかろうか。それで、このメリットというのがどこまであるのかということの御議論があつたように思います。

最後の適正性、実効性という点について、まず適正性についてはなかなか現行制度、他の団体による監視とか行政による監督というのを超えて、適正性確保の措置を別に考えるということはなかなか難しいし、それは必要ないのではないかという意見が多かったかと思います。先ほどの一定のガイドラインとい

うようなことで適正性の事実上の確保みたいなものを図るということはあり得るという御指摘があったかと思いますし、後藤委員から最後に、その大前提として団体と対象消費者の間の合意形成を確保するということが重要ではないかという御指摘もあったように思います。

実効性確保については、重要な観点であるということは異論がないように思いますけれども、和解内容が多様な状況で今の段階でなかなか詳細を検討するということは難しいということかと思いますが、大高委員からは幾つかのアイデアが出された。差止め訴訟の場合のような違約罰というようなことは考えられないかとか、幾つかのアイデアが提起されたかと思いますが、ここは引き続き検討という感じだったのではないかと思います。

一応、私の理解したところで、不十分なところも多いかと思いますが、全体を通して何か委員の皆様から御発言があればお伺いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

木村委員、お願いします。

○木村委員

ありがとうございます。

資料1に戻ってしまいますけれども、請求の範囲のところで私が申し上げたとおり、諸外国でこの慰謝料請求等ですが、個人情報漏えい事案に関しての一的な請求を可能にしているような例があるのかですか、それ以外、要は精神的損害というのかどうか分からぬですが、精神的損害以上のものがないとしたときに損害賠償を認めるというようなことが諸外国でどれくらい一般的なのかというところはぜひ明らかにしておいていただければと思っており、消費者庁においてぜひお答えをくださればと思います。

○山本座長

ありがとうございます。

消費者庁でどこまで対応できるかというのは分かりませんけれども、その方向で消費者庁としては努力していただければというふうには思います。

○木村委員

よろしくお願いします。

○山本座長

ほかにいかがでしょうか。今のような御要望のようなことでも結構ですけれども、大丈夫でしょうか。

それでは、本日はこの程度にさせていただきたいと思います。本日の論点については、これで2回にわたって御議論いただきました。私の認識では、かなり検討も深まってきたように思われます。それで、次回というか、この論点について次に御検討をいただく際には次の段階に進むということになろうかと思います。もちろん、そもそも何らかの立法といいますか、法整備、ルールが必要かどうかということ自体について、依然として御議論が残っているということはあるところだと思いますけれども、恐らく議論をさらに進めるには何らかの具体的な提案、それは1つに絞られたものとは限りませんけれども、何らかの具体的な提案のイメージというものが提案されないと、なかなか議論が次の段階に進むのは難しいのではないかと思いますので、恐縮ですけれども、事務局においてはそういうことを考慮に入れて必要な準備を今後進めていっていただければと思いますし、その際には期日の間になるかもしれませんけれども、委員の皆様から今日もいろいろなアイデアをお出しいただいたかと思いますが、さらにいろいろな御提案をいただければと思います。

それでは、今後の日程につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○黒木課長

本日も大変示唆に富む御意見、御議論どうもありがとうございました。

ただいま座長からも御指摘をいただきましたけれども、2回御議論いただきまして、検討事項あるいはポイントについてかなり議論を深めていただきまして、現時点での到達点なり、様々なアイデアなり出していただいているかと思います。それらを踏まえまして、次回この論点について御議論をいただく際の準備というものを進めさせていただければと思っております。

また、前半の御議論の中で、最後に木村委員からも御指摘ございましたけれども、特に慰謝料をどう考えるのかという点については、慰謝料と一くくりにできないのではないか、対象範囲をさらにきめ細かく具体化して整理していく必要があるのではないかというような御指摘が、座長からも最後にまとめていただいたときにあったかと思いますので、その点も踏まえて準備をしていきたいと思います。

それから、オブザーバーの特定適格消費者団体に2点ほど御要望があったかと思います。それにつきましては、期日間にオブザーバーの方にも御協力をいただきまして、何か御提供できる情報があるかどうか、事務局のほうで確認してまいりたいと思います。

次回の日程、議題等の詳細につきましては、改めて御連絡をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○山本座長

本日も、お忙しいところ、大変御熱心に御議論いただきましてありがとうございました。私の不手際で若干時間を超過してしまいましたが、大変有意義な討論ができたのではないかと思います。今後も、引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、これにて第5回の検討会を終了したいと思います。長時間、ありがとうございました。